

## 添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所	設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） <sup>(1)</sup>						備考	
			本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
22-5	まず、外的事象においては、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に至る可能性がある事象として、地震、津波、竜巻、火山、航空機落下、森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災が考えられる。このため、各事象に対する安全上重要な施設の有無の確認結果に基づいて、重大事故に至るおそれがある事故の想定を検討した。地震による影響については、設計基準を超える地震力を作用させた際の、安全機能を有する施設の損傷の程度を考慮した評価においても、施設全体として公衆の実効線量の評価値は小さく、公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、地震の外力による影響は、大規模損壊において考慮することとし、想定から除外する。津波による影響については、本加工施設近傍の既往津波調査結果及び公的機関による津波予測のいずれに対しても本加工施設への影響ではなく、津波は大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。竜巻による影響については、竜巻防護対策を踏まえて、既往最大規模の竜巻による建物及び設備・機器の損傷の程度を考慮した評価においても、公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはない。したがって、竜巻により建物及び設備・機器が一部損傷したことを想定しても、竜巻が大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。火山による影響については、本加工施設の地理的領域内（本加工施設から160 km圏内）の第四紀火山は、火山活動により本加工施設に影響を及ぼすおそれではなく、地理的領域外の火山活動に対しては、降下火砕物の除去等の措置を講じることとしており、火山事象が大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。航空機落下による影響については、本加工施設への航空機落下確率の総和は、想定される外部人為事象として設計上考慮が必要とされる $10^{-7}$ （回/施設・年）を超えないため、大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災による影響については、想定火災源に対して危険距離以上の離隔距離を確保することにより、防護対象施設の外壁温度は許容温度を下回っているため、想定火災源が防護対象施設に影響を及ぼすことはなく、また、想定爆発源に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保し、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和するため、想定爆発源が防護対象施設に影響を及ぼすことはなく、大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。以上から外的事象による閉じ込めの機能喪失による影響は、公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがないことから、重大事故に至るおそれがある事故事象には該当しない。<p. 125> 外的事象においては、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に至る可能性がある事象としては、地震、津波、竜巻、火山、航空機落下、森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災が考えられる。このため、各事象に対する安全上重要な施設の有無の確認結果に基づいて、重大事故に至るおそれがある事故の想定を検討した。結果を別添7ロ(ア)-1に示す。地震による影響については、設計基準を超える地震力を作用させた際の、安全機能を有する施設の損傷の程度を考慮した評価においても、施設全体として公衆の実効線量の評価値は小さく、公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、地震の外力による影響は、大規模損壊において考慮することとし、想定から除外する。津波による影響については、本加工施設近傍の既往津波調査結果及び公的機関による津波予測のいずれに対しても本加工施設への影響ではなく、津波は大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。竜巻による影響については、竜巻防護対策を踏まえて、既往最大規模の竜巻による建物及び設備・機器の損傷の程度を考慮した評価においても、公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはない。したがって、竜巻による建物及び設備・機器が一部損傷を想定しても、竜巻が大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。火山による影響については、本加工施設の地理的領域内（本加工施設から160 km圏内）の第四紀火山は、火山活動により本加工施設に影響を及ぼすおそれではなく、地理的領域外の火山活動に対しては、降下火砕物の除去等の措置を講じることとしており、火山事象が大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。航空機落下による影響については、本加工施設への航空機落下確率の総和は、想定される外部人為事象として設計上考慮が必要とされる $10^{-7}$ （回/施設・年）を超えないため、大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災による影響については、想定火災源に対して危険距離以上の離隔距離を確保することにより、防護対象施設の外壁温度は許容温度を下回っているため、想定火災源が防護対象施設に影響を及ぼすことはなく、また、想定爆発源に対して危険限界距離以上の離隔距離を確保し、一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する又は建物外壁の鉄筋コンクリートを増し打ちすることにより建物外壁が受ける圧力の衝撃を緩和するため、想定爆発源が防護対象施設に影響を及ぼすことはなく、大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。以上から外的事象による閉じ込めの機能喪失による影響は、公衆に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがないことから、重大事故に至るおそれがある事故事象には該当しない。<p. 7-18>	p. 125	p. 7-18	—	—	—	—	—	—	別途、外的事象の項目において対応する。
22-6	一方、内的事象については、設計基準事故評価に基づいて、重大事故に至るおそれがある事故の想定を検討した。設備損傷による閉じ込め機能の不全は、地震に対する安全上重要な施設の有無の確認結果に含まれ、爆発による閉じ込め機能の不全及び排気設備停止による閉じ込め機能の不全は、設計基準を超える条件に至らないことから、火災による閉じ込め機能の不全について、設計基準である单一故障の条件を超える条件として、全ての火災区画における火災の複数同時発生を想定する。火災の複数同時発生によって著しいウランの放出に至るおそれがあると想定される建物は、ウランを粉末として大量に取り扱う工程を設置する第2加工棟となる。<p. 126> 内的事象については、設計基準事故評価に基づいて、重大事故に至るおそれがある事故の想定を検討した。結果を別添7ロ(ア)-2に示す。設備損傷による閉じ込め機能の不全については、設計基準を超える条件として想定される複数設備の同時損傷は、地震に対する安全上重要な施設の有無の確認結果に含まれる。爆発による閉じ込め機能の不全については、設計基準を超える条件として、設備内に可燃性ガスが存在しウラン取扱量が大きく、複数ある連続焼結炉が全て同時に炉内爆発することを想定しても、公衆被ばくの評価値は5 mSvよりも十分に小さく、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない。また、建物内で可燃性ガス配管からガスが漏えいし、緊急遮断弁より炉側の配管内のガスの全量が漏えいすることを想定しても爆発限界濃度に至らず炉外爆発は発生しない。（別添5チ(ア)-2） 排気設備停止による閉じ込め機能の不全については、設計基準を超える条件として第1種管理区域を設定する複数の建物（第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟）の排気設備が同時に停止することを想定しても、公衆被ばくの評価値は5 mSvよりも十分に小さく、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない。火災による閉じ込め機能の不全については、設計基準を超える条件として、複数の火災区画で同時に火災が発生することを想定すると、火災の継続時間（等価時間）が火災区画の耐火時間を上回り第1種管理区域の境界が壊れることにより、外部への放射性物質の放出に至ることが考えられる。以上の検討結果から、火災による閉じ込め機能の不全について、設計基準である単一故障の条件を超える条件として、全ての火災区画における火災の複数同時発生を想定する。火災の複数同時発生によって著しいウランの放出に至るおそれがあると想定される建物は、ウランを粉末として大量に取り扱う工程を設置する建物である第2加工棟である。<p. 7-19>	p. 126	p. 7-19	—	—	—	—	—	—	別途、内的事象の項目において対応する。
22-7	なお、臨界事故の発生防止については、「Iロ. (イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造」に示すとおり、核的制限値として形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて管理する。また、質量又は幾何学的形状の核的制限値を有する最小臨界質量以上の粉末状のウランを取り扱う設備・機器は、耐震重要度分類第1類としての設計や、質量管理として二重装荷を想定した未臨界の確保及びインターロックを設置等する。加えて、「Iロ. (イ) (3) 内部溢水」に示すとおり、溢水水位より高位置への設備・機器の設置や防水カバーによる被水に対する防護措置等により、当該設備で想定される最も厳しい結果を与える中性子の減速及び反射の条件で臨界とならない設計とすることから、閉じ込め機能の喪失について確認する。<p. 126> なお、外的事象並びに内部溢水及び内部火災に対する安全設計により、設計基準を超える条件においても、核燃料物質による臨界の発生は想定されない。（別添5リ(ア)-1） <p. 7-18>	p. 126	p. 7-18	—	—	—	—	—	—	別途、内的事象の項目において対応する。

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所	設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） <sup>(1)</sup>						備考	
			本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
22-8	<p>設計基準においては、万一火災が発生した場合でも初期消火活動等により消火可能である。ここでは初期消火活動等により消火されずに周辺の可燃物に延焼する事象の複数同時発生を想定する。火災等による損傷の防止に係る内部火災影響評価において、各火災区画における等価時間は、防火壁等の防火設備の耐火時間を超えることはなく、火災が他の火災区画に延焼することはないことから、建物の健全性は維持できる。このため、重大事故に至るおそれがある事故の想定では、設計基準の条件を超えて、複数の火災が第2加工棟の全ての火災区画において同時に発生したとし、設計基準において厳しい条件で評価した内部火災影響評価の等価時間を用いて、具体的な事故想定を設定する。閉じ込め機能を有する第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界の機能喪失のおそれの有無を確認するため、当該境界の両側に位置する火災区画において火災が同時に発生したと想定し、内部火災影響評価における各火災区画の等価時間を重畳させて当該境界の耐火性能と比較した。初期消火活動等の人的対応を期待しない厳しい条件で確認した結果、当該境界の両側に位置する火災区画において火災が発生したとしても、等価時間は全ての防火設備の耐火性能以下であった。このことから、複数の火災が第2加工棟において同時に発生した場合には、初期消火活動等の人的対応を行わなくても、防火設備である壁、扉等により、第1種管理区域の境界が機能喪失するおそれなく、閉じ込め機能に影響はない。このため、可燃物、油類やアルコール類等の危険物が管理された第2加工棟において、その可燃物、油類及びアルコール類等の危険物量を保管管理量を踏まえ内部火災影響評価で保守的に設定した量の2倍とすることにより、さらに保守的な条件を設定し、当該境界の機能喪失のおそれの有無を確認した。その結果、等価時間の増大により、第2加工棟と屋外との境界及び第2加工棟内の第1種管理区域境界と非管理区域境界に設置された扉の一部に機能喪失のおそれがあることから、重大事故に至るおそれがある事故の具体的な想定として、複数の火災が第2加工棟の全ての火災区画において同時に発生した場合を設定する。&lt;p. 126&gt;</p> <p>設計基準においては、万一火災が発生した場合でも初期消火活動等により消火可能である。ここでは初期消火活動等により消火されずに周辺の可燃物に延焼する事象の複数同時発生を想定する。内的事象の火災等による損傷の防止に係る内部火災影響評価では、不燃物以外のものは可燃物として計上する等の厳しい条件下であっても、ウランを粉末として取り扱う建物に設置された各部屋の火災区画における等価時間は、防火壁等の防火設備の耐火時間よりも短いことから、火災が他の火災区画に延焼することなく、建物の健全性は維持できる。このため、重大事故に至るおそれがある事故の想定では、設計基準の条件を超えて、複数の火災が第2加工棟の全ての火災区画において同時に発生したとし、設計基準において厳しい条件で評価した内部火災影響評価の等価時間を用いて、具体的な事故想定を設定する。閉じ込め機能を有する第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界の機能喪失のおそれの有無を確認するため、当該境界の両側に位置する火災区画において火災が同時に発生したと想定し、内部火災影響評価における各火災区画の等価時間を重畳させて当該境界の耐火性能と比較することで評価した。第2加工棟の火災区画及び評価対象箇所を別添7ロ(ロ)-3に、火災区画境界の機能喪失の考え方を別添7ロ(ロ)-4に、評価結果を別添7ロ(ロ)-5に示す。初期消火活動等の人的対応を期待しない厳しい条件で確認した結果、当該境界の両側に位置する火災区画において火災が発生したとしても、等価時間は全ての防火設備の耐火性能以下である。このことから、複数の火災が第2加工棟の全ての火災区画において同時に発生した場合には、初期消火活動等の人的対応を行わなくても、防火設備である壁、扉等により、第1種管理区域の境界が機能喪失するおそれなく、閉じ込め機能に影響はない。このため、第2加工棟の複数の火災区画における火災同時に発生に対するリスクを把握する観点から、さらに保守的な条件として、可燃物、油類、アルコール類等の危険物を管理する第2加工棟において、その可燃物、油類及びアルコール類等の危険物量を保管管理量を踏まえ内部火災影響評価で設定した量の2倍とした状態を想定し、火災区画境界の機能喪失のおそれの有無を評価した。評価の結果、別添7ロ(ロ)-6に示すとおり、等価時間の増大により第2加工棟と屋外との境界及び第2加工棟内の第1種管理区域と非管理区域との境界に設置する扉の一部に機能喪失のおそれがあることから、重大事故に至るおそれがある事故の具体的な想定として、複数の火災が第2加工棟の全ての火災区画において同時に発生した場合を設定する。&lt;p. 7-20&gt;</p>	p. 126	p. 7-20	—	—	—	—	—	—	別途、内的事象の項目において対応する。
22-9	<p>火災の複数同時発生の想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間ににおいて全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。&lt;p. 127&gt;</p> <p>(iii)に示した火災の複数同時発生の想定に加えて、全交流電源喪失を考慮する。夜間ににおいて全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。&lt;p. 7-21&gt;</p>	p. 127	p. 7-21	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。

## 添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所	設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） <sup>(1)</sup>						備考	
			本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請		
22-10	<p>重大事故に至るおそれがある事故の具体的想定として設定した火災の複数同時発生に対して全交流電源喪失を考慮し、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くする方針を踏まえた対策をとる。自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在所者は自動火災報知設備の警報が発報した部屋に向かい、状況を確認する。状況確認の結果、火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。粉末消火器による消火が困難な場合は、事業所防災組織の本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、粉末混合機等の内部への浸水防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。加工施設内及び敷地内的情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡回点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、電源遮断、給排気運転停止、防火ダンパー閉止の対処を開始する。状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止する半面マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。&lt;p. 127&gt;</p> <p>(1) で設定した重大事故に至るおそれがある事故の具体的想定に全交流電源喪失を考慮し、以下のように対策を講じる。重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。また、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。当直者は、本部長が事業所に到着するまでの間、初動対応の指揮・命令を行う。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。対象者の選定に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。第2加工棟において火災が発生し、初動対応要員が火災発生を現認した場合、又は夜間及び休日においても保安員が常時待機している保安棟で自動火災報知設備の発報を認識した保安員又は指示を受けた初動対応要員が目視（第2加工棟内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した場合は、直ちに消防吏員へ通報する。さらに保安員は、要員招集、所内通知等を実施する。なお、全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。保安員からの連絡を受けた当直者（本部長到着後は本部長）は、初期消火活動等の指揮を執り、初動対応要員及び保安員に対して状況に応じた必要な装備をさせた上で火災発生場所へ向かわせ、粉末消火器による初期消火に当たらせる。複数箇所で火災が同時に発生している場合は、第1種管理区域境界となる火災区画境界に設置された扉を含む部屋を優先して消火するよう指示する。ここで(1)の評価結果から、等価時間が防火設備である扉の耐火時間に近くなる又は耐火時間を超えることが想定される火災区画のうち、ウランを粉末として大量に取り扱う第2加工棟1階の第1種管理区域を含む火災区画（2P-1）と屋外を隔てる外扉、及び同火災区画（2P-1）と非管理区域を内包する火災区画（2P-3）を隔てる扉を初動対応の対象とし、このうち第1種管理区域と屋外を隔てる外扉を最優先とする。（別添7ロ(ロ)-6）なお、第1種管理区域の火災区域を貫通する給排気設備のダクトには防火ダンパーを設け、火災が発生した火災区域の防火ダンパーは火災の熱影響により動作して閉止し、他の火災区域へのダクトを経た延焼を防止する。火災が発生した火災区画へ入り消火活動を行う初動対応要員及び保安員は、呼吸用ボンベマスク等の必要な装備を装着する。また、当直者（本部長到着後は本部長）は、粉末消火器による初期消火と並行して、初動対応要員に循環冷却水、上水の送水ポンプの手動停止又は供給弁手動閉止、可燃性ガス供給弁の手動による緊急閉止の操作に当たらせる。さらに、複数箇所での火災同時に発生を確認した時点で、初動対応要員に、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置に当たらせる。これらの処置を行なう場合は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難となつた場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）は、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火を行うよう指示する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。加工施設のウランを取り扱う設備・機器のうち、臨界防止設計において減速条件を管理する設備・機器は、設計基準事故において臨界に達するおそれではなく、さらにその周囲で水を用いた消火活動を行なった場合であっても臨界防止設計に影響を及ぼさないよう水の侵入を防止する対策を講じている。これら設備・機器の周囲を含めた加工施設内の消火活動は粉末消火器による消火を原則とし、これを確実なものとするため可燃物に対して防火上の管理をする等対策を講じるが、万一、粉末消火器による消火が困難となつた場合において、やむを得ず減速条件の管理を必要とする設備・機器近傍での消火に水を用いる場合は、以下の判断基準をもとに本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が放水を指示する。&lt;判断基準&gt;・ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。・（地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。さらに、水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画における等価時間が第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替える。これらの初動対応に当たり、初期消火活動、救助活動等の人的措置が満足に機能するよう、それぞれの対処事項に必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。その後、初動対応を実施している間に、事象発生当初に保安員が行った要員招集に応じて、本部長、本部員、その他の防災組織の要員が順次参集し、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指揮・命令の下、消火活動を継続するとともに、状況に応じて、建物内外の状況把握、外扉の目張り、飛散したウランの回収等の処置を講じることにより重大事故に至るおそれがある事故の進展を防止する。これらの対策的具体的な内容を次に示す。&lt;p. 7-21&gt;</p>	p. 127	p. 7-21	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
22-11	<p>火災による閉じ込め機能の不全について、設計基準である単一故障の条件を超える条件として、全ての火災区画における火災の複数同時発生を想定する。火災の複数同時発生によって著しいウランの放出に至るおそれがあると想定されるのは、ウランを粉末として大量に取り扱う工程を設置する建物である第2加工棟となる。火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。&lt;p. 7-18&gt;</p> <p>(i) 体制 重大事故に至るおそれがある事故として想定する第2加工棟における火災の複数同時発生に対し、初動対応と要員参集後の各段階の事故対処の体制（事業所防災組織）を添7ロ(ロ)の第1図に示す。成立性の評価に当たっては、以下の事項を考慮し、夜間及び休日を想定した要員が揃うまでの最も少ない人数を添7ロ(ロ)の第1表に示す。この要員によって、必要な初動対応を実施する。(a) 夜間及び休日においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために、事業所内に常駐する要員を7名確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員は6名を確保することとする。(b) 事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から緊急時消火班として任命し、招集する。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。&lt;p. 7-23&gt;</p> <p>添7ロ(ロ)の第1図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の体制 &lt;p. 7-34&gt;</p> <p>添7ロ(ロ)の第1表 要員が揃うまでの最も少ない人数（夜間及び休日を想定） &lt;p. 7-24&gt;</p>	—	p. 7-18 p. 7-23 p. 7-24 p. 7-34	—	—	—	—	—	ソフト対応。	

## 添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所 設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） <sup>(1)</sup>							備考	
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
22-12	(ii) 事故時の活動拠点及び資機材 事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。事故対処のために使用する資機材の数量及び保管場所の設定に当たっては、使用する要員数又は必要とする数量に対し、資機材の性質、使用方法等に応じて、必要な数量に対して予備を保有する、分散して保管する等を考慮する。資機材の一覧を添7ロ(ロ)の第2表に示す。また、事故時の活動拠点及び主な資機材保管場所を添7ロ(ロ)の第3表に示す。(a) 放射線障害防護用器具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ポンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。(b) 非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話（専用電話回線）、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線（消火専用回線）、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。(c) 計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。(d) 消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。(別添7ロ(ロ)-8) 第2加工棟の各火災区画には、消防法に定める消火能力の5倍以上の消火能力となるよう粉末消火器を設置する。(e) その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。(f) その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。(g) 非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。<p. 7-25> 添7ロ(ロ)の第2表 資機材一覧 <p. 7-27~p. 7-28> 添7ロ(ロ)の第3表 事故時の活動拠点及び資機材保管場所 <p. 7-29>	—	p. 7-25 p. 7-27~ p. 7-28 p. 7-29	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
22-13	(iii) アクセスルート 第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。資機材の保管場所からは、添7ロ(ロ)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。また、第2加工棟内の各火災区画へのアクセスルートを別添7ロ(ロ)-7に示す。以下のことから、複数の火災区画へのアクセスが可能である。(a) 呼吸用ポンベマスク等の呼吸保護具、防火衣等の必要な資機材を着用する。(b) 建物の各火災区画の耐火性能により、複数の火災区画での同時火災においても建物は倒壊しないため、アクセスルートを妨げることはない。(c) 階段、廊下、安全通路、扉周辺には通行の支障となるものを設置しない。(d) 各火災区画内のダクトは金属製とする。また、ウラン粉末を取り扱う工程室に設置する高性能エアフィルタは金属製のカバーで覆う。これにより火災影響により発生する煙量を少なく抑える。(e) ケーブルトレイに敷設する幹線ケーブルは難燃ケーブルとし、延焼を防止する。(f) アクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部での電気火災の延焼を防止する。(g) アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場（建物内部）にアクセスし、人的に消火する。(h) 人的な消火作業が危険な環境（火炎の高さ、煙の発生）と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて退避することとする。<p. 7-30> 添7ロ(ロ)の第2図 資機材保管場所とアクセスルート <p. 7-35>	—	p. 7-30 p. 7-35	—	—	—	—	—	ソフト対応。	
22-14	(iv) 対策の流れ 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合は、以下の対策を実施する。また、対策の流れを添7ロ(ロ)の第3図に示す。(a) 監視設備を添7ロ(ロ)の第4表に示す。自動火災報知設備の発報を認知した保安員は、直ちに所内周知、要員招集等を実施する。保安員による所内周知を受けて、事業所内の在所者が初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。状況確認の結果、火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、保安棟に待機する当直者及び保安員に連絡する。火災発生を現認したことの連絡を受けた保安員は、直ちに消防吏員へ通報する。(b) 事象発生の連絡を受けた当直者は、初期消火活動等の指揮を執り、事業所内に常駐する保安員及び初動対応要員を火災発生場所へ向かわせ、粉末消火器による初期消火に当たらせる。(c) 当直者は、常駐する初動対応要員を電源遮断、給排気設備停止、防火ダンパー閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁閉止及び可燃性ガス供給弁閉止の操作に当たらせる。(d) 緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。(e) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動に当たる。この際、複数の火災区画での同時火災によって機能喪失のおそれがある第1種管理区域と非管理区域の境界となる火災区画境界に設置された扉を含む部屋を優先して消火する。(f) 水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。(g) 状況に応じて、ウラン粉末が煙とともに環境へ放出されることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。(h) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡回点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。<p. 7-30> 添7ロ(ロ)の第3図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策の流れ <p. 7-36> 添7ロ(ロ)の第4表 監視設備 <p. 7-32>	—	p. 7-30 p. 7-32 p. 7-36	—	—	—	—	—	ソフト対応。	
22-15	(v) 時間経過 以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(ロ)の第4図に示す。夜間及び休日において重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟の複数の火災区画において火災が同時に発生した場合であっても、要員が揃うまでの最も少ない人数により必要な初動対応が実施可能であり、また、参集する要員が初動対応に引き続き必要な事故対処を実施することにより重大事故に至るおそれがある事故の進展を防止できる。<p. 7-33> 添7ロ(ロ)の第4図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策の時間経過 <p. 7-37>	—	p. 7-33 p. 7-37	—	—	—	—	—	ソフト対応。	
22-16	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。<p. 128> 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。<p. 7-38>	p. 128	p. 7-38	—	—	—	—	—	ソフト対応。	

## 添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所	設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） <sup>(1)</sup>						備考	
			本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請		
22-17	<p>(1) 体制の整備 体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。このため、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられる体制も整備する。(i) 実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術支援の要員も含める。(ii) 支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。(iii) 実施組織及び支援組織の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。(iv) 施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止の検討を実施する。(v) 救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。(vi) 実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。(vii) 重大事故に至るおそれがある事故が発生したときは、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、初期消火活動等を実施する人員を確保する。(viii) あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。(ix) 事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。(x) 事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。&lt;p. 128&gt;</p> <p>(1) 体制の整備 体制としては、添7ロ(ロ)の第1図に示すとおり、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。このため、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられる体制も整備する。(i) 実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。(ii) 支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。(iii) 各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。(iv) 施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。工務係は施設設備の応急復旧等を実施する。除染係は放射性物質の汚染除去等を実施する。放管係は被ばく管理・汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。(v) 情報1係は各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は事業所内の警備等を実施する。(vi) 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合においては、防災組織要員を一斉招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員を7名確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員は6名を確保することとする。(vii) 実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。実施組織における人員を添7ロ(ハ)の第1表に示す。(viii) あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。(ix) 事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。(x) 事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。&lt;p. 7-38&gt;</p> <p>添7ロ(ロ)の第1図 重大事故に至るおそれがある事故時における初動体制及び参集後の各係（実施組織）の実施内容 &lt;p. 7-41&gt;</p>	p. 128	p. 7-34 p. 7-38 p. 7-41	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	ソフト対応。
22-18	<p>(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備すること、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスマートルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。&lt;p. 129&gt;</p> <p>(2) 資機材の整備 事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備すること、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。添7ロ(ロ)の第2表に整備する資機材を、添7ロ(ロ)の第3表に主な資機材の保管場所を示す。空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止する半面マスクを着用することで、事故への対処が可能である。また、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ポンベマスク等の呼吸保護具、防火衣等を整備する。事故対処のために必要なアクセスマートルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、添7ロ(ロ)の第2図に示すとおり、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。&lt;p. 7-39&gt;</p> <p>添7ロ(ロ)の第2表 資機材一覧 &lt;p. 7-27～p. 7-28&gt;</p> <p>添7ロ(ロ)の第3表 事故時の活動拠点及び資機材保管場所 &lt;p. 7-29&gt;</p> <p>添7ロ(ロ)の第2図 資機材保管場所とアクセスマートルート &lt;p. 7-35&gt;</p>	p. 129	p. 7-27～ p. 7-28 p. 7-29 p. 7-35 p. 7-39	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	ソフト対応。

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所	設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） <sup>(1)</sup>						備考	
			本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
22-19	<p>(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要となる手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順書を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。(i) 事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡回点検等で入手することを手順書で規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。(ii) 火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ手順書において明確にする。(iii) 事故対処においては、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等に当たり、財産保護よりも安全最優先で実施する方針を手順書に規定する。(iv) 事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。(v) 竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。(vi) 大規模な自然災害（震度5弱以上の大地震等）の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。&lt;p. 129&gt;</p> <p>(3) 手順書の整備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要となる手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順書を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。(i) 事故対処実施の判断等に必要な情報の種類としては、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡回点検等で入手することを手順書で規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。(ii) 火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ手順書において明確にする。(iii) 事故対処においては、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等に当たり、財産保護よりも安全最優先で実施する方針を手順書に規定する。(iv) 事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。(v) 竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。(vi) 大規模な自然災害（震度5弱以上の大地震等）の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工施設本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。&lt;p. 7-39&gt;</p>	p. 129	p. 7-39	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。
22-20	<p>(4) 訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。(i) 教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。(ii) 要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的（年1回以上）に実施し、事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。(iii) 実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(iv) 訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。(v) 夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。&lt;p. 130&gt;</p> <p>(4) 訓練の実施 訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。(i) 教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。(ii) 要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的（年1回以上）に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。直近の訓練実績とその内容を別添7ロ(ハ)-1に示す。(iii) 実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(iv) 訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。(v) 夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。&lt;p. 7-40&gt;</p>	p. 130	p. 7-40	—	—	—	—	—	—	ソフト対応。

## 添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

添1別表1 加工事業変更許可申請書の記載、当該記載の設工認への対応状況

(1) 【凡例】○：当該記載に該当する。△：次回以降の申請で適合性確認を行う。◇：仮移設するものであり、次回以降の申請で本設し適合性確認を行う。

No.	加工事業変更許可申請書の記載	記載箇所 設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） <sup>(1)</sup>							備考
		本文	添付書類	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
23-16	(8) 主要な構造の変更 ・火災及び地震対策のため、火災区域を貫通するダクトの防火ダンパーは、耐震裕度向上等の改造を行う。	—	—	—	—	—	—	○	—
23-17	(8) 主要な構造の変更 ・地震対策のため、鉄骨部材の補強及び追加により、第1加工棟は耐震裕度向上等の改造を行う。	—	—	—	—	○	—	—	地震による損傷の防止の項目において対応する。
23-18	(8) 主要な構造の変更 ・地震、竜巻及び外部からの衝撃による損傷防止対策のため、第2加工棟の外壁補強を行う。	—	—	—	—	—	○	—	地震及び外部からの衝撃による損傷の防止の項目において対応する。
23-19	(8) 主要な構造の変更 ・地震及び竜巻による損傷防止対策のため、第1～3貯蔵棟を強度を高めた建物に更新する。これらの対策は、外部被ばく対策として合わせて行う。	—	—	—	—	—	—	○	—
23-20	(8) 主要な構造の変更 ・竜巻対策のため、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の敷地外に面した外扉に防護壁及び防護柵を設置する。	—	—	—	—	—	○	○	外部からの衝撃による損傷の防止の項目において対応する。
23-21	(8) 主要な構造の変更 ・竜巻対策のため、第2加工棟及び第1加工棟の不要な外扉及び窓を閉止する。第1加工棟の対策は、外部被ばく対策として合わせて行う。	—	—	—	—	○	○	—	外部からの衝撃による損傷の防止の項目において対応する。
23-22	(8) 主要な構造の変更 ・竜巻対策のため、第1加工棟の敷地外に面した大型外扉を強化するとともに建物北側に防護壁を設置する。これらの対策は、外部被ばく対策として合わせて行う。	—	—	—	—	○	—	—	外部からの衝撃による損傷の防止の項目において対応する。
23-23	(8) 主要な構造の変更 ・竜巻対策のため、第1加工棟の外部シャッターを外扉に変更する。	—	—	—	—	○	—	—	外部からの衝撃による損傷の防止の項目において対応する。
23-24	(8) 主要な構造の変更 ・竜巻対策のため、建物の外扉の扉及び留め具を補強する。	—	—	—	—	○	○	○	外部からの衝撃による損傷の防止の項目において対応する。
23-25	(8) 主要な構造の変更 ・溢水対策のため、第2加工棟1階及び3階の第1種管理区域における堰の設置及び流出経路を確保する対策を行う。	—	—	—	—	—	○	—	溢水による損傷の防止の項目において対応する。
23-26	(8) 主要な構造の変更 ・溢水対策のため、第2加工棟への上水及び循環水の送水ポンプに自動停止装置を設置する。	—	—	—	—	—	—	○	溢水による損傷の防止の項目において対応する。
23-27	(8) 主要な構造の変更 ・溢水対策のため、第1廃棄物貯蔵棟への上水元弁に緊急遮断弁を設置する。	—	—	—	—	—	—	○	溢水による損傷の防止の項目において対応する。
23-28	(8) 主要な構造の変更 ・外部からの衝撃による損傷防止対策のため、第1高压ガス貯蔵施設等を移設する。	—	—	—	—	○	—	—	外部からの衝撃による損傷の防止の項目において対応する。
23-29	(1) 第1加工棟の加工施設を加工施設外の施設とする変更 ・ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1～3部品加工室)、第1部品加工室(同第1～1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同第1～4部品加工室)について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安(核規)第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。	—	—	—	—	○	—	—	
23-30	(2) 核燃料物質の貯蔵施設に係る加工の方法の記載の変更 ・事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、第1加工棟██████████の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室を██████████として輸送物に限った貯蔵施設にする。この変更により、事業所外から受入時は、当該室に搬入し通閑等の必要な手続きを行うこととし、また出荷時も搬出まで当該室にて保管するため、申請書における加工の方法の記載を見直すこととする。さらに加工施設のリスクの低減を図るために、最大貯蔵能力を██████████から██████████に削減する。	—	—	—	—	○	—	—	—
23-31	(3) 核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更 ・加工施設のリスクの低減を図るために、第1～3貯蔵棟の██████████の酸化ウラン粉末、第2加工棟の██████████の酸化ウランペレット及び燃料棒の貯蔵施設の最大貯蔵能力を、それぞれ██████████から██████████に、██████████から██████████に、██████████から██████████に削減する。	—	—	○	—	—	—	○	—
23-32	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るために、第2加工棟██████████の燃料集合体の貯蔵設備(最大貯蔵能力██████████)を撤去する。	—	—	○	—	—	—	—	—
23-33	(4) 加工施設の設備・機器の撤去 ・加工施設のリスクの低減を図るために、第2加工棟██████████の試験開発設備及び貯蔵設備(最大貯蔵能力██████████)を撤去するとともに、第3開発室から第2～1作業支援室に部屋名称を変更する。第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。	—	—	—	○	△	—	○	部屋名称の変更、廃棄物の管理はソフト対応。 ダクトの閉止措置について、第2次申請では、ダクトの部分撤去を行いダクトの取り合いとなる開口部に仮設の閉止板を設置する。第5次申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行なう際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性確認を行う。
23-34	(5) 核的制限値の変更 ・最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るために、第2加工棟第2～1混合室、第2～2混合室、第2～1ペレット室、第2～1燃料棒加工室及び第2～1組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るために、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。また、その他の変更として、臨界計算の計算結果について、臨界計算コードKENO IV及び臨界計算コードKENO V.a(27群ライブラリ)を用いて計算していたものを変更し、臨界計算コードKENO V.a(44群ライブラリ)を用いて計算したものに統一する。なお、これに伴う計算モデル及び核的制限値に変更はない。	—	—	—	—	—	—	○	—

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している。(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。)②					備考
									第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請	—	—		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>③</sup> 】 (3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																	
p.24 —	ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第1加工棟 —	第1加工棟 —	{1001}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟	—	—	—	○	—	—	—	—	[第3次申請]表へ-2-1 第1加工棟に設置する{8044}緊急設備 コンクリート閉止部、{8063}緊急設備 大型外扉、{8064}緊急設備 外扉は、詳細設計の結果、{1001}第1加工棟の建物本体の付属設備とする。	
p.24 —	ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第2加工棟 —	第2加工棟 —	{1002}	ハ. 成型施設	第2加工棟	第2加工棟	—	—	—	○	○	—	—	—	[第4次申請]表ハ-2-1 第2加工棟に設置する{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049}緊急設備 防護壁、{8050}緊急設備 コンクリート閉止部、{8051}緊急設備 壁、密閉構造扉は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。 本施設の安全機能のうち、建物と設備の間で設計を取り合うものについては、第5次申請で適合性確認を行う。 臨界安全管理上の領域が相互に隔離されていることについては、第4次申請で、第2加工棟の建物の設計として、臨界安全管理上の領域と臨界隔離壁の位置関係を確認することにより担保する。	
p.24 —	ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第1-3貯蔵棟 —	第1-3貯蔵棟 —	{1003}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵棟	—	—	—	—	○	—	—	—	[第5次申請]表へ-2-1 臨界安全管理上の領域が相互に隔離されていることについては、第5次申請で、第1-3貯蔵棟の建物の設計として、臨界安全管理上の領域と臨界隔離壁の位置関係を確認することにより担保する。	
p.24 —	ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第1廃棄物貯蔵棟 —	第1廃棄物貯蔵棟 —	{1004}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟	—	—	—	—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-2-1 第1廃棄物貯蔵棟に設置する{8055}緊急設備 防護壁は、詳細設計の結果、{1004}第1廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。	
p.24 —	ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第3廃棄物貯蔵棟 —	第3廃棄物貯蔵棟 —	{1005}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟	—	—	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表へ-2-1 第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8057}緊急設備 防護壁は、詳細設計の結果、{1005}第3廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。	
p.24 —	ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第5廃棄物貯蔵棟 —	第5廃棄物貯蔵棟 —	{1006}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟	—	—	—	—	○	—	—	—	[第4次申請]表ト-4-1	
p.24 —	ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	発電機・ポンプ棟 —	発電機・ポンプ棟 —	{1007}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
p.24 —	ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第1加工棟 第1-1輸送物保管室 —	遮蔽壁No.1 —	{1008}	リ. その他の加工施設	第1加工棟 第1-1輸送物保管室	遮蔽壁	遮蔽壁 No.1	—	—	○	—	—	—	—	[第3次申請]表リ-2-1	
p.24 —	ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第1-3貯蔵棟 北側屋外 —	遮蔽壁No.2 —	{1009}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁	遮蔽壁 No.2	—	—	—	○	—	—	—	—	
p.24 —	ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第1-3貯蔵棟 北側屋外 —	遮蔽壁No.3 —	{1010}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁	遮蔽壁 No.3	—	—	—	○	—	—	—	—	
p.24 —	ロ. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造(12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第1加工棟 第4-1廃棄物貯蔵室、第4-8廃棄物貯蔵室、第4-9廃棄物貯蔵室 —	遮蔽壁No.4 —	{1011}	リ. その他の加工施設	第1加工棟 第4-1廃棄物貯蔵室、第4-8廃棄物貯蔵室、第4-9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁	遮蔽壁 No.4	—	—	○	—	—	—	—	[第3次申請]表リ-2-2	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
<b>【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設<sup>(3)</sup>】</b>														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.24 —	□. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造 (12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第1加工棟 北側屋外	防護壁 No.1 —	{1012}	リ. その他の加工施設	第1加工棟北側屋外 —	防護壁 —	防護壁 No.1 —	—	—	○	—	—	[第3次申請]表リ-3-1 加工事業変更許可申請書で第1加工棟の竜巻防護のために設けるとしている防護壁 No.1<p.24>、防護壁 No.2<p.24>は、詳細設計の結果、2つの壁の基礎を共有する一体の構築物とするため、1つの管理番号(1012)で取り扱うこととする。 併せて、加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている緊急設備である防護壁<p.46、p.90>は、詳細設計の結果、本施設と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号(1012)で取り扱うこととする。
p.24 —	□. 加工施設の一般構造(ト) その他の主要な構造 (12) 建物・構築物 — (施設の構造及び設備として記載なし)	第1加工棟 北側屋外	防護壁 No.2 —											
p.27 p.50	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設) ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2-1混合室 第2加工棟 第2-1 混合室	粉末調整設備 粉末缶リフター 粉末調整設備 粉末缶リフター	{2001}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末缶リフター —	—	—	—	—	○	—	—
p.27 p.50	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設) ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2-1混合室 第2加工棟 第2-1 混合室	粉末調整設備 粉末缶受台 粉末調整設備 粉末缶受台	{2002}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末缶受台 —	—	—	—	—	○	—	—
p.27 p.50	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設) ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2-1混合室 第2加工棟 第2-1 混合室	粉末調整設備 粉末投入台 粉末調整設備 粉末投入台	{2003}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末投入台 —	—	—	—	—	○	—	—
p.27 p.50	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設) ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2-1混合室 第2加工棟 第2-1 混合室	粉末調整設備 粉末混合機 粉末調整設備 粉末混合機	{2004}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末混合機 No.1 —	—	—	—	—	○	—	混合部フードNo.1を含む。
p.27 p.50	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設) ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2-1混合室 第2加工棟 第2-1 混合室	粉末調整設備 大型供給瓶 粉末調整設備 大型供給瓶	{2005}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	大型供給瓶 —	—	—	—	—	○	—	—
p.27 p.50	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設) ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2-1混合室 第2加工棟 第2-1 混合室	粉末調整設備 粉末取出し台 粉末調整設備 粉末取出し台	{2006}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末取出し台 —	—	—	—	—	○	—	—
p.27 p.50	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設) ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2-1混合室 第2加工棟 第2-1 混合室	粉末調整設備 粉末集塵機 粉末調整設備 粉末集塵機	{2007}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末集塵機(粉末混合機) —	—	—	—	—	○	—	—
p.27 p.50	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設) ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2-1混合室 第2加工棟 第2-1 混合室	焙焼設備 グローブボックス 焙焼設備 グローブボックス	{2008}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	グローブボックス No.1 —	—	—	—	—	○	—	—
p.27 p.50	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設) ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2-1混合室 第2加工棟 第2-1 混合室	焙焼設備 焙焼炉 焙焼設備 焙焼炉	{2009}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	焙焼炉 No.1 —	—	—	—	—	○	—	—

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
<b>【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設<sup>(3)</sup>】</b>														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.27	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1 混合室	搬送設備(粉末) 粉末搬送配管	{2010}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末搬送配管(粉末投入台～粉末混合機間)	—	—	—	—	—	○	—
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 混合室	搬送設備(粉末) 粉末搬送配管	{2011}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末搬送配管(大型供給瓶～プレスNo.1間)	—	—	—	—	—	○	—
				{2012}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	粉末搬送配管(大型供給瓶～粉末取出し台間)	—	—	—	—	—	○	—
p.27	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1 混合室	検査設備 計量設備架台	{2013}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 混合室	計量設備架台No.1	—	—	—	—	—	○	—
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 混合室	検査設備 計量設備架台											
p.28	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	圧縮成型設備 粉末供給機	{2014}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	粉末供給機	—	—	—	—	—	○	—
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	圧縮成型設備 粉末供給機											
p.28	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	圧縮成型設備 粉末集塵機	{2015}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	粉末集塵機(プレス)	—	—	—	—	—	○	—
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	圧縮成型設備 粉末集塵機											
p.28	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	圧縮成型設備 プレス	{2016}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	プレスNo.1	—	—	—	—	—	○	—
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	圧縮成型設備 プレス											
p.28	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット搬送コンベア	{2017}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1 ペレット搬送コンベア	ペレット抜取検査装置部	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット搬送コンベア	{2018}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1 ペレット搬送コンベア	ペレット搬送移載部	—	—	—	—	○	—
				{2019}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1 ペレット搬送コンベア	ペレット搬送コンベア部	—	—	—	—	○	—
				{2020}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1 ペレット搬送コンベア	圧粉ペレット移載部	—	—	—	—	○	—
p.28	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート搬送装置	{2021}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1 ボート搬送部	ポート搬送部	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート搬送装置											
p.28	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート段積装置	{2022}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1 ボート段積装置	段積部	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート段積装置											
p.28	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート移載装置	{2023}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1 ボート段積装置	移載部	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	搬送設備(ペレット) ボート移載装置											

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請	
<b>【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設<sup>(3)</sup>】</b>														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	焼結設備 連続焼結炉	{2024}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	連続焼結炉 No.1	—	—	—	—	—	○	— {2024-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)、{2024-3}空気混入防止機構、{2024-4}失火検知機構、{2024-5}過加熱防止機構、{2024-6}冷却水圧力低下検知機構、{2024-7}圧力逃がし機構、{2024-8}可燃性ガス配管は、本施設の付属設備とする。
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	焼結設備 連続焼結炉											
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	{2024-2}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	—	—	—	—	—	○	— 本施設は、{2024}連続焼結炉 No.1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	空気混入防止機構	{2024-3}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	空気混入防止機構	—	—	—	—	—	○	— 本施設は、{2024}連続焼結炉 No.1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	失火検知機構	{2024-4}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	失火検知機構	—	—	—	—	—	○	— 本施設は、{2024}連続焼結炉 No.1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	過加熱防止機構	{2024-5}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	過加熱防止機構	—	—	—	—	—	○	— 本施設は、{2024}連続焼結炉 No.1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	冷却水圧力低下検知機	{2024-6}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	冷却水圧力低下検知機	—	—	—	—	—	○	— 本施設は、{2024}連続焼結炉 No.1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	圧力逃がし機構	{2024-7}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	圧力逃がし機構	—	—	—	—	—	○	— 本施設は、{2024}連続焼結炉 No.1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	可燃性ガス配管	{2024-8}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	可燃性ガス配管	—	—	—	—	—	○	— 本施設は、{2024}連続焼結炉 No.1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット) 解体装置	{2025}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 解体装置	解体部	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	搬送設備(ペレット) 解体装置	{2026}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備 No.1 解体装置	空ボート搬送部	—	—	—	—	○	—
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	研磨設備 ペレット供給機	{2027}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	センタレス研削設備 No.1ペレット供給機	—	—	—	—	—	○	—
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	研磨設備 ペレット供給機											

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	研磨設備 センタレス研削盤・洗浄機	{2028}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No.1 センタレス研削盤・洗浄機	センタレス研削部	—	—	—	—	○	— フードを含む。
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	研磨設備 センタレス研削盤・洗浄機	{2029}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No.1 センタレス研削盤・洗浄機	ペレット洗浄部	—	—	—	—	○	—
p.29	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	研磨設備 ペレット乾燥機	{2030}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット乾燥機 No.1	—	—	—	—	—	○	—
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	研磨設備 ペレット乾燥機											
p.30	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット)ペレット搬送設備 No.1-2	{2031}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置	ペレット搬送部	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット)ペレット搬送設備 No.1-2											
p.30	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット)ペレット移載装置	{2032}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置	ペレット移載部	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット)ペレット移載装置	{2033}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 ペレット移載装置	ペレット抜取検査部	—	—	—	—	○	—
p.30	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット)波板搬送装置	{2034}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 波板搬送装置	外観検査装置部	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット)波板搬送装置	{2035}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 波板搬送装置	波板搬入、搬出部	—	—	—	—	○	—
				{2036}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 波板搬送装置	波板移載部	—	—	—	—	○	—
				{2037}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.1-2 波板搬送装置	波板移載装置部	—	—	—	—	○	—
p.30	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット)ペレット搬送設備 No.2	{2038}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.2	—	—	—	—	—	○	— ペレット搬送設備 No.2 計量部を含む。
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	搬送設備(ペレット)ペレット搬送設備 No.2											
p.30	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	研磨設備 研磨屑回収装置	{2039}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置	—	—	—	—	—	○	—
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	研磨設備 研磨屑回収装置											
p.30	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	研磨設備 研磨屑乾燥機	{2040}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No.1 研磨屑乾燥機	—	—	—	—	—	○	— 乾燥機用フードを含む。
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	研磨設備 研磨屑乾燥機											

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.30	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室	検査設備 計量設備架台	{2041}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	計量設備架台No.3	—	—	—	—	—	○	—	
p.50	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	検査設備 計量設備架台											—	
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	粉末調整設備 粉末缶昇降リフト	{2042}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶昇降リフト	—	—	—	—	—	○	—	
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末調整設備 粉末缶昇降リフト											—	
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	粉末調整設備 粉末缶移載機	{2043}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶移載機	—	—	—	—	—	○	—	
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末調整設備 粉末缶移載機											—	
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	粉末調整設備 粉末投入機	{2044}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末投入機	—	—	—	—	—	○	—	
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末調整設備 粉末投入機											—	
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	粉末調整設備 粉末混合機	{2045}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末混合機	—	—	—	—	—	○	—	
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末調整設備 粉末混合機											設備架台を含む。	
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	搬送設備(粉末) 粉末搬送機(粉末搬送容器)	{2046}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末搬送機 No.2-1	粉末搬送容器	—	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 混合室	搬送設備(粉末) 粉末搬送機(粉末搬送容器)	{2047}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末搬送機 No.2-1	粉末搬送容器昇降リフト	—	—	—	—	—	○	—
														フードを含む。	
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	粉末調整設備 供給瓶	{2048}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 混合室	供給瓶 No.2-1	供給瓶	—	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 混合室	粉末調整設備 供給瓶	{2049}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 混合室	供給瓶 No.2-1	粉末取出配管部	—	—	—	—	—	○	—
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	圧縮成型設備 プレス	{2050}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 混合室	プレス No.2-1	—	—	—	—	—	○	—	
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 混合室	圧縮成型設備 プレス											—	
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	焙焼設備 研磨屑乾燥機	{2051}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼炉 No.2-1 研磨屑乾燥機	—	—	—	—	—	○	—	
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼設備 研磨屑乾燥機											—	
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	焙焼設備 破碎装置	{2052}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 混合室	破碎装置	—	—	—	—	—	○	—	
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 混合室	焙焼設備 破碎装置											—	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考												
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請												
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】																									
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																									
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	焙焼設備 粉末取扱フード	{2053}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	粉末取扱フード	—	—	—	—	—	○	—	粉末取扱フード計量部を含む。										
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼設備 粉末取扱フード																						
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	焙焼設備 粉末取扱機	{2054}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱機	—	—	—	—	—	○	—	—										
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼設備 粉末取扱機																						
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	焙焼設備 焙焼炉	{2055}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1	—	—	—	—	—	○	—	コンベア部を含む。										
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2混合室	焙焼設備 焙焼炉																						
p.31	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2混合室	検査設備 計量設備架台	{2057}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2混合室	計量設備架台 No.4	—	—	—	—	—	○	—	—										
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2混合室	検査設備 計量設備架台																						
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	搬送設備(ペレット)圧粉ペレット搬送装置	{2058}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置	圧粉ペレット搬送部	—	—	—	—	○	—	—										
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	搬送設備(ペレット)圧粉ペレット搬送装置																						
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	搬送設備(ペレット)ボート搬送装置	{2061}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置	ボート搬送装置部	—	—	—	—	○	—	—										
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	搬送設備(ペレット)ボート搬送装置																						
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	焼結設備 有軌道搬送装置	{2063}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	有軌道搬送装置	—	—	—	—	—	○	—	設備保護カバーを含む。										
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結設備 有軌道搬送装置																						

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	焼結設備 連続焼結炉	{2064}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	連続焼結炉 No.2-1		—	—	—	—	○	— {2064-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)、{2064-3}空気混入防止機構、{2064-4}失火検知機構、{2064-5}過加熱防止機構、{2064-6}冷却水圧力低下検知機構、{2064-7}圧力逃がし機構、{2064-8}可燃性ガス配管は、本施設の付属設備とする。
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	焼結設備 連続焼結炉											
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	自動窒素ガス切替機構	{2064-2}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)		—	—	—	—	○	— 本施設は、{2064}連続焼結炉 No.2-1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	空気混入防止機構	{2064-3}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	空気混入防止機構		—	—	—	—	○	— 本施設は、{2064}連続焼結炉 No.2-1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	失火検知機構	{2064-4}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	失火検知機構		—	—	—	—	○	— 本施設は、{2064}連続焼結炉 No.2-1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	過加熱防止機構	{2064-5}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	過加熱防止機構		—	—	—	—	○	— 本施設は、{2064}連続焼結炉 No.2-1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	冷却水圧力低下検知機	{2064-6}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	冷却水圧力低下検知機		—	—	—	—	○	— 本施設は、{2064}連続焼結炉 No.2-1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	圧力逃がし機構	{2064-7}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	圧力逃がし機構		—	—	—	—	○	— 本施設は、{2064}連続焼結炉 No.2-1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	可燃性ガス配管	{2064-8}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	可燃性ガス配管		—	—	—	—	○	— 本施設は、{2064}連続焼結炉 No.2-1 の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	焼結設備 焼結ポート置台	{2065}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	焼結ポート置台	焼結ポート置台部	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	焼結設備 焼結ポート置台	{2066}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	焼結ポート置台	焼結ポート解体部	—	—	—	—	○	—
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット移載機	{2067}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1 ペレット移載部	ペレット移載部	—	—	—	—	○	—
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット移載機											

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管 理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	搬送設備(ペレット) SUSトレイ保管台	{2068}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1	SUSトレイ 搬送部	—	—	—	—	○	—
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	搬送設備(ペレット) SUSトレイ保管台	{2069}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1	SUSトレイ 保管台部	—	—	—	—	○	—
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	研磨設備 ペレット供給機	{2070}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1ペレット供給機	—	—	—	—	○	—	
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	研磨設備 ペレット供給機											
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	研磨設備 センタレス 研削設備	{2071}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 センタレス研削盤	—	—	—	—	○	—	
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	研磨設備 センタレス 研削設備											
p.32	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	研磨設備 ペレット乾燥機	{2072}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1ペレット乾燥機	—	—	—	—	○	—	
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	研磨設備 ペレット乾燥機											
p.33	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット検査台	{2073}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置	ペレット検査 台部	—	—	—	—	○	—
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット検査台											
p.33	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット移載装置	{2074}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置	ペレット移載 部	—	—	—	—	○	—
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット移載装置	{2075}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置	ペレット抜取 部	—	—	—	—	○	—
p.33	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット搬送装置	{2076}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置	波板搬送コン ベア No.1部	—	—	—	—	○	—
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	搬送設備(ペレット) ペレット搬送装置	{2077}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置	波板搬送コン ベア No.2部	—	—	—	—	○	—
p.33	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	搬送設備(ペレット) 波板移載装置	{2078}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置	目視検査部	—	—	—	—	○	—
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	搬送設備(ペレット) 波板移載装置	{2079}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置	入庫前コンベ ア部	—	—	—	—	○	—
p.33	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	搬送設備(ペレット) 波板移載装置	{2080}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置	波板移載部	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	研磨設備 研磨屑回収 装置	{2081}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置	循環水タンクを含む。	—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2 ペレット室	研磨設備 研磨屑回収 装置											

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.33	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	研磨設備 研削液タンク	{2082}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研削液タンク		—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	研磨設備 研削液タンク											—
p.33	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	研磨設備 配管	{2083}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 配管		—	—	—	—	○	—
p.51	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	研磨設備 配管											—
p.33	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-2ペレット室	検査設備 計量設備架台	{2084}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	計量設備架台No.7		—	—	—	—	○	—
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	検査設備 計量設備架台											—
p.33	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット検査室	検査設備 ペレット検査台	{2085}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室	ペレット検査台No.1		—	—	—	—	○	—
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室	検査設備 ペレット検査台											外観検査装置、ペレット検査台No.1 計量部を含む。加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2-1ペレット検査室に設けるとしている本施設(p.33、p.52)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている検査設備(p.91)と同一物とする。
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	検査設備											
p.33	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	搬送設備(粉末) 運搬台車	{2086}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	運搬台車No.2		—	—	—	—	○	—
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	搬送設備(粉末) 運搬台車	{2087}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	焙焼炉No.2-1 運搬台車		—	—	—	—	○	—
p.33	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(成形施設)	第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	搬送設備(ペレット) 運搬台車	{2088}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	運搬台車No.1		—	—	—	—	○	—
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	搬送設備(ペレット) 運搬台車	{2089}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	スクランプ保管ラック F型運搬台車		—	—	—	—	○	—
				{2090}	ハ. 成型施設	第2加工棟 第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	ペレット運搬台車No.3		—	—	—	—	○	—

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管 理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
<b>【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設<sup>(3)</sup>】</b>														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3001}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1	ペレット保管箱置台部	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-2-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3002}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1	ペレット保管箱搬送部	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-2-2 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
				{3003}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1	波板移載部	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-2-3 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
				{3004}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1	ペレット編成挿入部	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-2-4 波板回収装置を含む。 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入装置 燃料棒解体装置	{3006}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.1	—	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-3-1 フードを含む。 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 燃料棒解体装置											
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 燃料棒トレイ置台	{3007}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台	—	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-4-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	脱ガス設備 燃料棒トレイ置台											
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 脱ガス装置	{3008}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1	真空加熱炉部	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-5-1 {3008-2}燃料棒トレイは、本施設のその他の構成機器とする。 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	脱ガス設備 脱ガス装置	{3009}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1	運搬台車	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-5-2 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ	{3008-2}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	燃料棒トレイ	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2-1燃料棒加工室に設けるとしている脱ガス設備 脱ガス装置に収納して取り扱う本施設は、{3008}脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部のその他の構成機器とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3010}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1	燃料棒搬送 No.1-1部	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-6-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3011}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1	第二端栓溶接 No.1-1部	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-6-2 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
				{3012}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1	第二端栓溶接 No.1-2部	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-6-3 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
				{3013}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1	第二端栓溶接 No.1-2部	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-6-4 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している。(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。)②					備考
									第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請	—					
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>③</sup> 】 (3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																			
p.34  p.59	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)  ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2-1燃料棒加工室  第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.1  搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.1	{3014}  {3015}  {3016}  {3017}	二. 被覆施設  二. 被覆施設  二. 被覆施設  二. 被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室  第2加工棟 第2-1燃料棒加工室  第2加工棟 第2-1燃料棒加工室  第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.1  燃料棒搬送設備No.1  燃料棒搬送設備No.1  燃料棒搬送設備No.1	燃料棒移載(1)部  被覆管コンベア部  除染コンベア部  燃料棒トレイ移載部	—  —  —  —	—  —  —  —	—  —  —  —	○  ○  ○  ○	○  ○  ○  ○	—  —  —  —	[第4次申請]表ニ-7-1 架台を含む。 本施設を固定する架台には、{3017}燃料棒搬送設備No.1 燃料棒トレイ移載部を併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、本施設に含めて行うこととする。 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-7-2 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-7-3 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-7-4 架台を含む。 本施設を固定する架台には、{3014}燃料棒搬送設備No.1 燃料棒移載(1)部を併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、{3014}燃料棒搬送設備No.1 燃料棒移載(1)部に含めて行うこととする。 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	
p.34  p.59	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)  ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2-1燃料棒加工室  第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.2  搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.2	{3018}	二. 被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.2 燃料棒移送装置(A)	—	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表ニ-8-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-8-2 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-8-3 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。		
p.34  p.59	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)  ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2-1燃料棒加工室  第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.3  搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.3	{3019}	二. 被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.3 燃料棒移載装置(2)	—	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表ニ-9-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-9-2 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-9-3 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。		
p.34  p.59	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)  ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2-1燃料棒加工室  第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	検査設備 ペレット検査台  検査設備 ペレット検査台	{3020}	二. 被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台No.2	—	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表ニ-10-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-10-2 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-10-3 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。		
p.34  p.59	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)  ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室  第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.8  搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.8	{3021}  {3022}  {3023}	二. 被覆施設  二. 被覆施設  二. 被覆施設	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室  第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室  第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備No.8  燃料棒搬送設備No.8  燃料棒搬送設備No.8	被覆管コンベアNo.8-1部  燃料棒移載No.8-1部  燃料棒移載No.8-2部	—  —  —	—  —  —	—  —  —	○  ○  ○	○  ○  ○	—  —  —	[第4次申請]表ニ-11-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-11-2 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-11-3 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。		
p.34  p.59	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)  ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2-2燃料棒加工室  第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台  ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台	{3024}	二. 被覆施設	第2加工棟 第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台	—	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表ニ-12-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-12-2 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。	[第4次申請]表ニ-12-3 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。		

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置	{3025}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	ペレット検査装置No.5	—	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-13-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置											
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3026}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1	ペレット保管箱搬送部	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-14-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3027}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1	ペレット編成挿入部	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-14-2 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 燃料棒解体装置	{3028}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	燃料棒解体装置No.2	—	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-15-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 燃料棒解体装置											
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-2燃料棒加工室	検査設備 計量設備架台	{3029}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	計量設備架台No.9	—	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-16-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	検査設備 計量設備架台	{3030}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-2 燃料棒加工室	計量設備架台No.10	—	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-17-1 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第4次申請、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒加工室 第2-1燃料棒検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.9	{3031}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備No.9	—	—	—	—	○	○	[第4次申請]表ニ-18-1 燃料棒表面汚染検査装置を含む。 本施設の臨界安全に係る設計について、第4次申請で単一ユニットの適合性確認を行い、第5次申請で複数ユニットの適合性確認を行う。
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室 第2-1 燃料棒検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.9											
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒検査室	検査設備 X線透過試験機	{3032}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	X線透過試験機No.1	—	—	—	—	○	—	—
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	検査設備 X線透過試験機											
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒検査室	検査設備 ヘリウムリーク試験機	{3033}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1	トレイ挿入部	—	—	—	—	○	—
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	検査設備 ヘリウムリーク試験機	{3034}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1	ヘリウムリーク試験部	—	—	—	—	○	—
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒検査室	検査設備 燃料棒検査台	{3035}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒検査台No.1	燃料棒移送(B)部	—	—	—	—	○	—
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	検査設備 燃料棒検査台	{3036}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒検査台No.1	石定盤部	—	—	—	—	○	—
				{3037}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒検査台No.1	燃料棒移送(C)部	—	—	—	—	○	—

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.4	{3038}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒搬送設備No.4	ストックコンベア(1)部	—	—	—	—	○	—	—	
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.4	{3039}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒搬送設備No.4	燃料棒移載(3)部	—	—	—	—	○	—	—	
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.5	{3040}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒搬送設備No.5	燃料棒移載(4)部	—	—	—	—	○	—	—	
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.5	{3041}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒搬送設備No.5	燃料棒置台(1)部	—	—	—	—	○	—	—	
				{3042}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒搬送設備No.5	燃料棒置台(2)部	—	—	—	—	○	—	—	
				{3043}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒搬送設備No.5	燃料棒コンベア部	—	—	—	—	○	—	—	
				{3044}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒搬送設備No.5	燃料棒洗浄部	—	—	—	—	○	—	—	
p.34	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(被覆施設)	第2-1燃料棒検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.6	{3045}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒搬送設備No.6	燃料棒移載(5)部	—	—	—	—	○	—	架台を含む。 本施設を固定する架台には、{3047}燃料棒搬送設備No.6 燃料棒移載(6)部を併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、本施設に含めて行うこととする。	
p.59	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ニ) 被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.6	{3046}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒搬送設備No.6	ストックコンベア(2)部	—	—	—	—	○	—	—	
				{3047}	二.被覆施設	第2加工棟 第2-1 燃料棒搬送設備No.6	燃料棒移載(6)部	—	—	—	—	○	—	架台を含む。 本施設を固定する架台には、{3045}燃料棒搬送設備No.6 燃料棒移載(5)部を併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、{3045}燃料棒搬送設備No.6 燃料棒移載(5)部に含めて行うこととする。	
p.35	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(組立施設)	第2-1組立室	組立設備 燃料棒挿入装置	{4001}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1 組立室	組立機No.1 燃料棒挿入装置(1)	—	—	—	—	○	—	—	
p.62	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ホ) 組立施設	第2加工棟 第2-1 組立室	組立設備 燃料棒挿入装置	{4002}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1 組立室	組立機No.2 燃料棒挿入装置(1)	—	—	—	—	○	—	—	
p.35	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(組立施設)	第2-1組立室	組立設備 組立機	{4003}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1 組立室	組立機No.1	組立定盤部	—	—	—	—	○	—	—
p.62	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ホ) 組立施設	第2加工棟 第2-1 組立室	組立設備 組立機	{4004}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1 組立室	組立機No.1	スウェージング部	—	—	—	—	○	—	—
				{4005}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1 組立室	組立機No.2	組立定盤部	—	—	—	—	○	—	—
				{4006}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1 組立室	組立機No.2	スウェージング部	—	—	—	—	○	—	—
p.35	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(組立施設)	第2-1組立室	組立設備 燃料集合体取扱機	{4007}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1 組立室	燃料集合体取扱機No.1	—	—	—	—	○	—	—	
p.62	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ホ) 組立施設	第2加工棟 第2-1 組立室	組立設備 燃料集合体取扱機												

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.35	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(組立施設)	第2-1組立室	集合体検査設備 堅型定盤	{4008}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	堅型定盤 No.1	—	—	—	—	—	○	—
p.62	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ホ) 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	集合体検査設備 堅型定盤											—
p.35	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(組立施設)	第2-1組立室	集合体検査設備 燃料集合体外観検査装置	{4009}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	燃料集合体外観検査装置 No.1	—	—	—	—	—	○	—
p.62	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ホ) 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	集合体検査設備 燃料集合体外観検査装置											—
p.35	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(組立施設)	第2-1組立室	検査設備 立会検査定盤	{4010}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	立会検査定盤 No.1	燃料棒移送(D)部	—	—	—	—	○	—
p.62	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ホ) 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室	検査設備 立会検査定盤											加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2-1組立室に設けるとしている本施設(p.35、p.62)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている検査設備(p.91)と同一物とする。
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	検査設備											加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2-1組立室に設けるとしている本施設(p.35、p.62)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている検査設備(p.91)と同一物とする。
p.35	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(組立施設)	第2-1組立室 第2集合体保管室	搬送設備(燃料集合体) 天井クレーン	{4013}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1組立室 第2集合体保管室	2ton天井クレーンNo.1	—	—	—	—	—	○	—
p.62	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ホ) 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室 第2集合体保管室	搬送設備(燃料集合体) 天井クレーン											—
				{4014}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2梱包室 第2集合体保管室	2. 8ton天井クレーン	—	—	—	—	—	○	—
p.35	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(組立施設)	第2-1組立室 第2-1燃料棒検査室 第2燃料棒保管室 第2部品室 第2梱包室 第2輸送容器保管室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒運搬台車	{4015}	ホ.組立施設	第2加工棟 第2-1組立室 第2-1燃料棒検査室 第2燃料棒保管室 第2部品室 第2梱包室 第2輸送容器保管室	燃料棒運搬台車No.1	—	—	—	—	—	○	—
p.62	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ホ) 組立施設	第2加工棟 第2-1組立室 第2-1燃料棒検査室 第2燃料棒保管室 第2部品室 第2梱包室 第2輸送容器保管室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒運搬台車											—
p.36	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)	— (施設の構造及び設備として記載なし)	粉末保管容器	{5001}	ヘ.核燃料物質の貯蔵施設	—	保管容器F型	—	○	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-8-1 本施設は、第2加工棟第2-1領域、第2-2領域、第2-7領域において共用する。このため、第1次申請では、第2-1領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行って、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。同様に、第5次申請では、第2-2領域、第2-7領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行って、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。 第1加工棟第一領域では輸送容器に収納した状態で本施設を取り扱うことで臨界安全を担保している。

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.36	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)	粉末保管容器 中性子吸收板	{5002}	～.核燃料物質の貯蔵施設	保管容器F型(中性子吸収板I型内蔵型)	—	○	—	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-8-2 本施設は、第2加工棟第2-1領域、第2-2領域、第2-7領域において共用する。このため、第1次申請では、第2-1領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。同様に、第5次申請では、第2-2領域、第2-7領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。 第1加工棟第一領域では輸送容器に収納した状態で本施設を取り扱うことで臨界安全を担保している。	
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
p.36	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)	粉末・ペレット貯蔵容器I型	{5003}	～.核燃料物質の貯蔵施設	粉末・ペレット貯蔵容器I型	—	—	—	—	—	○	—	—	本施設は、第1-3貯蔵棟第二領域において共用する。このため、第5次申請では、第二領域に設置する単一ユニットを構成する{5010}第1-3貯蔵容器保管設備第1-3貯蔵容器保管区域の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。	
p.65	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	粉末・ペレット貯蔵容器 粉末・ペレット貯蔵容器I型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	また、本施設は、第2加工棟第2-1領域において共用する。このため、第1次申請では、第2-1領域に設置する単一ユニットを構成する{5011}輸送容器搬送コンペアNo.1-1、{5012}輸送容器搬送コンペアNo.1-2、{5013}輸送容器搬送コンペアNo.2-1、{5014}輸送容器搬送コンペアNo.2-2の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。	
p.36	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)	粉末保管容器 中性子吸收板	{5002}	～.核燃料物質の貯蔵施設	保管容器F型(中性子吸収板I型内蔵型)	—	○	—	—	—	—	—	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟及び第1-3貯蔵棟に設けるとしている粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納して取り扱う本施設は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で	
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.36	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)	—	ペレット保管容器	{5004}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	—	保管容器G型	—	○	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-11-1 本施設は、第2加工棟第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-7領域において共用する。このため、第1次申請では、第2-3領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。同様に、第5次申請では、第2-2領域、第2-4領域、第2-7領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。 第1加工棟第一領域では輸送容器に収納した状態で本施設を取り扱うことで臨界安全を担保している。
p.37	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)	—	燃料棒保管容器	{5005}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	—	保管容器H型	—	○	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-15-1 本施設は、第2加工棟第2-4領域、第2-5領域において共用する。このため、第1次申請では、第2-5領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。同様に、第5次申請では、第2-4領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。
p.37	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)	—	粉末輸送容器	{5006}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	—	粉末輸送容器	—	—	—	○	—	—	[第3次申請]表へ-5-1 本施設の臨界安全に係る設計について、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたのみを取り扱うことで担保する。 本施設は、第3次申請で、{5009}第1-1輸送物保管区域のその他の構成機器として取り扱う。 加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている本施設<p.37、p.65>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている粉末輸送容器<p.37>と同一物とする。
p.65	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	輸送物保管区域 輸送容器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.37	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)	一 (施設の構造及び設備として記載なし)	粉末輸送容器	{5006}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	粉末輸送容器	—	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-2-1、表へ-2-2、表へ-3-2 本施設の臨界安全に係る設計について、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱うことで担保する。 また、本施設は、第2加工棟第2-1領域において共用する。このため、第1次申請では、第2-1領域に設置する単一ユニットを構成する{5011}輸送容器搬送コンペア No.1-1、{5012}輸送容器搬送コンペア No.1-2、{5013}輸送容器搬送コンペア No.2-1、{5014}輸送容器搬送コンペア No.2-2 の適合性確認を行って、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。 本施設は、第1次申請で、{5011}輸送容器搬送コンペア No.1-1、{5012}輸送容器搬送コンペア No.1-2、{5013}輸送容器搬送コンペア No.2-1、{5014}輸送容器搬送コンペア No.2-2 のその他の構成機器として取り扱う。 加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている本施設 <p.37>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている粉末輸送容器<p.37、p.65>と同一物とする。</p.37、p.65></p.37>	
p.37	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)	ペレット輸送容器	{5007}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	ペレット輸送容器	—	—	○	—	—	[第3次申請]表へ-5-1 本施設の臨界安全に係る設計について、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱うことで担保する。 本施設は、第3次申請で、{5009}第1-1輸送物保管区域のその他の構成機器として取り扱う。 加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている本施設 <p.37、p.65>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしているペレット輸送容器<p.37、p.67>と同一物とする。</p.37、p.67></p.37、p.65>				
p.65	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	輸送物保管区域 輸送容器													
p.37	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)	ペレット輸送容器	{5007}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	ペレット輸送容器	—	—	—	—	—	○	—	—	本施設の臨界安全に係る設計について、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱うことで担保する。 また、本施設は、第2加工棟第2-4領域において共用する。このため、第5次申請では、第2-4領域に設置する単一ユニットを構成する{5048}ペレット保管ラック E型リフター等の適合性確認を行って、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。 本施設は、第5次申請で、{5048}ペレット保管ラック E型リフターのその他の構成機器として取り扱う。 併せて、ソフト対応として、 ペレット輸送容器開梱区域を定めてペレット輸送容器を取り扱うことを保安規定で明確にする。 加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている本施設 <p.37、p.67>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしているペレット輸送容器<p.37、p.65>と同一物とする。</p.37、p.65></p.37、p.67>	
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	ペレット貯蔵設備 輸送容器													
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	ペレット貯蔵設備 ペレット輸送容器開梱区域													

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請			
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】																
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p.37	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		集合体輸送容器	{5008}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		集合体輸送容器		—	—	—	○	—	—	[第3次申請]表へ-5-1 本施設の臨界安全に係る設計について、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたのみを取り扱うことで担保する。 本施設は、第3次申請で、{5009}第1-1輸送物保管区域の他の構成機器として取り扱う。 加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている本施設(p.37、p.65)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている集合体輸送容器(p.37、p.67)と同一物とする。	
p.65	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		輸送物保管区域 輸送容器													
p.37	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		集合体輸送容器	{5008}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		集合体輸送容器		—	—	—	—	—	○	—	本施設の臨界安全に係る設計について、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたのみを取り扱うことで担保する。 本施設は、第5次申請で、{5056}第2-2燃料集合体保管区域、{5057}第2-3燃料集合体保管区域、{5058}第2-1燃料集合体保管区域、{5059}第2-4燃料集合体保管区域の他の構成機器として取り扱う。 加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている本施設(p.37、p.67)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている集合体輸送容器(p.37、p.65)と同一物とする。
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		燃料集合体保管区域 輸送容器													
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		燃料集合体保管区域 輸送容器													
p.37	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		輸送物保管区域 第1-1輸送物保管区域	{5009}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		第1-1輸送物保管区域		—	—	—	○	—	—	[第3次申請]表へ-5-1 本施設の臨界安全に係る設計について、本施設では、粉末、ペレット、燃料集合体を「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認された輸送容器に収納して貯蔵することにより担保する。 本施設では、第1加工棟に設置する{5006}粉末輸送容器、{5007}ペレット輸送容器、{5008}集合体輸送容器をその他の構成機器として取り扱う。	
p.65	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		輸送物保管区域 第1-1輸送物保管区域													
p.37	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管設備	{5010}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		第1-3貯蔵容器保管設備	第1-3貯蔵容器保管区域	—	—	—	—	—	○	—	鋼製ペレット、ストッパを含む。 本施設を設置する第1-3貯蔵棟第二領域には1つの単一ユニット「第1-3貯蔵容器保管設備」のみを配置する設計としている。この設計については、第5次申請で設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、第5次申請で建物(第1-3貯蔵棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔壁により隔離されていることにより担保する。
p.65	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管設備													

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.37	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		搬送設備(搬出入装置) 輸送容器搬送コンベア	{5011}	～.核燃料物質の貯蔵施設		輸送容器搬送コンベア No. 1-1		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-2-1 本施設では、{5003}粉末・ペレット貯蔵容器I型、{5006}粉末輸送容器をその他の構成機器として取り扱う。	
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		搬送設備(搬出入装置) 輸送容器搬送コンベア	{5012}	～.核燃料物質の貯蔵施設		輸送容器搬送コンベア No. 1-2		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-2-2 本施設では、{5003}粉末・ペレット貯蔵容器I型、{5006}粉末輸送容器をその他の構成機器として取り扱う。 本施設では、コンベアカバーNo.1をその他の構成機器として取り扱う。	
				{5013}	～.核燃料物質の貯蔵施設		輸送容器搬送コンベア No. 2-1		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-3-1 本施設では、{5003}粉末・ペレット貯蔵容器I型、{5006}粉末輸送容器をその他の構成機器として取り扱う。	
				{5014}	～.核燃料物質の貯蔵施設		輸送容器搬送コンベア No. 2-2		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-3-2 本施設では、{5003}粉末・ペレット貯蔵容器I型、{5006}粉末輸送容器をその他の構成機器として取り扱う。 本施設では、コンベアカバーNo.2をその他の構成機器として取り扱う。	
p.37	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		搬送設備(搬出入装置) 粉末缶移載装置	{5015}	～.核燃料物質の貯蔵施設		粉末缶移載装置 No. 1-1		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-2-3	
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		搬送設備(搬出入装置) 粉末缶移載装置	{5016}	～.核燃料物質の貯蔵施設		粉末缶移載装置 No. 1-2		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-2-4	
				{5017}	～.核燃料物質の貯蔵施設		粉末缶移載装置 No. 2-1		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-3-3	
				{5018}	～.核燃料物質の貯蔵施設		粉末缶移載装置 No. 2-2		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-3-4	
p.37	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)		搬送設備(搬出入装置) 粉末缶搬送コンベア	{5019}	～.核燃料物質の貯蔵施設		粉末缶搬送コンベア No. 1		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-2-5	
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		搬送設備(搬出入装置) 粉末缶搬送コンベア	{5020}	～.核燃料物質の貯蔵施設		粉末缶搬送コンベア No. 2		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-3-5	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.37	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設に貯蔵する容器等)	搬送設備(粉末) 原料搬送設備	{5021} ～.核燃料物質の貯蔵施設			原料搬送設備 No.2	粉末スタッカクレーン	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-5-1 {5030} 原料保管設備D型No.1の核的制限値である「粉末保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	搬送設備(粉末) 原料搬送設備	{5022} ～.核燃料物質の貯蔵施設			原料搬送設備 No.2	粉末缶コンベア	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-5-2 {5030} 原料保管設備D型No.1の核的制限値である「粉末保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。 原料搬送設備No.2 粉末缶コンベアが計2台あるうちの1台を本施設とする。
			{5023} ～.核燃料物質の貯蔵施設			原料搬送設備 No.2	粉末缶コンベア	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-5-2 {5030} 原料保管設備D型No.1の核的制限値である「粉末保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。
			{5024} ～.核燃料物質の貯蔵施設			原料搬送設備 No.2	粉末缶受台	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-5-3 {5030} 原料保管設備D型No.1の核的制限値である「粉末保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。
			{5025} ～.核燃料物質の貯蔵施設			原料搬送設備 No.2	粉末缶台車	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-5-4 走行レール部を含む。 本施設は、第2加工棟第2-1領域、第2-2領域において共用する。このため、第1次申請では、第2-1領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行なうに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。同様に、第5次申請では、第2-2領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行なうに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。 {5030} 原料保管設備D型No.1、{5031} 原料保管設備E型No.1の核的制限値である「粉末保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。
			{5026} ～.核燃料物質の貯蔵施設			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.1	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-7-1 {5031} 原料保管設備E型No.1の核的制限値である「粉末保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。
			{5027} ～.核燃料物質の貯蔵施設			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.2	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-7-2 {5031} 原料保管設備E型No.1の核的制限値である「粉末保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。
			{5028} ～.核燃料物質の貯蔵施設			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.3	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-7-3 {5031} 原料保管設備E型No.1の核的制限値である「粉末保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。
			{5029} ～.核燃料物質の貯蔵施設			原料保管設備E型原料搬送設備	粉末搬送機No.4	○	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-7-4 {5031} 原料保管設備E型No.1の核的制限値である「粉末保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5030}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		原料保管設備D型 No.1		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-4-1 {5030-2}粉末保管パレットは、本施設のその他の構成機器とする。	
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			原料貯蔵設備 原料保管設備D型										本施設の核的制限値である「粉末保管パレット1個を収納する棚の配列」に、{5021}原料搬送設備No.2 粉末スタッカクレーン、{5022}原料搬送設備No.2 粉末缶コンペア、{5023}原料搬送設備No.2 粉末缶コンペア、{5024}原料搬送設備No.2 粉末缶受台、{5025}原料搬送設備No.2 粉末缶台車が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、当該施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。	
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5030-2}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		粉末保管パレット		—	○	—	—	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている原料貯蔵設備 原料保管設備D型に収納して取り扱う本施設は、{5030}原料保管設備D型No.1のその他の構成機器とし、第2加工棟にて取り扱う。	
—	(施設の構造及び設備として記載なし)			粉末保管パレット											
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5031}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		原料保管設備E型 No.1		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-6-1 {5030-2}粉末保管パレットは、本施設のその他の構成機器とする。	
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			原料貯蔵設備 原料保管設備E型										本施設の核的制限値である「粉末保管パレット1個を収納する棚の配列」に、{5026}原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.1、{5027}原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.2、{5028}原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.3、{5029}原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.4、{5025}原料保管設備No.2 粉末缶台車が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、当該施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。	
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5030-2}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		粉末保管パレット		—	○	—	—	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている原料貯蔵設備 原料保管設備E型に収納して取り扱う本施設は、{5031}原料保管設備E型No.1のその他の構成機器とし、第2加工棟にて取り扱う。詳細設計の結果、本施設は、{5030-2}粉末保管パレットと同一物である。同一物に対しては、1つの管理番号{5030-2}で取り扱うこととする。	
—	(施設の構造及び設備として記載なし)			粉末保管パレット											
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5032}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		ペレットスクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラックC型		—	—	—	—	○	—	
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			一時保管設備(ペレット) スクラップ保管ラックC型											
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5033}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		粉末スクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラックD型		—	—	—	—	○	—	
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			一時保管設備(粉末) スクラップ保管ラックD型											
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5034}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		ペレット一時保管設備 ペレット一時保管台		—	—	—	—	○	—	
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			一時保管設備(ペレット) ペレット一時保管台											
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5035}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		ペレット一時保管設備 ペレット保管ラックC型		—	—	—	—	○	—	
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			一時保管設備(ペレット) ペレット保管ラックC型											

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管 球番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	設工認における施設名称					設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。)					備考							
									第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	—	—	—	—								
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】																										
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																										
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5036}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		ペレットスクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラックF型	スクラップ保管ラック F型 No. 2-1	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—								
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備						一時保管設備(ペレット) スクラップ保管ラックF型																			
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5037}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		粉末スクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラックD型	スクラップ保管ラック D型 No. 2-1	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—								
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備						一時保管設備(粉末) スクラップ保管ラックD型																			
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5038}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		粉末スクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラックE型	スクラップ保管ラック E型 No. 2-1	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—								
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備						一時保管設備(粉末) スクラップ保管ラックE型																			
p.38	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5039}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		ペレット一時保管設備 ペレット保管ラックD型	ペレット保管ラック D型 No. 2-1	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—								
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備						一時保管設備(ペレット) ペレット保管ラックD型																			
p.39	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5040}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		ペレット貯蔵設備 ペレット保管ラックB型	ペレット保管ラック B型 No. 1	—	○	—	—	—	—	—	—	[第1次申請]表ヘ-9-1 {5040-2}ペレット保管パレットは、本施設のその他の構成機器とする。 本施設を設置する第2加工棟第2-3領域には1つの單一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置する設計としている。この設計については、第1次申請で設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、第4次申請で建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔壁により隔離されていることにより担保する。 本施設の核的制限値である「ペレット保管パレット1個を収納する棚の配列」に、{5042}ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車、{5043}ペレット搬送設備No.3 ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.1、{5044}ペレット搬送設備No.3 ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.4、{5045}ペレット搬送設備No.4 ペレット保管パレット受台車が含まれることの適合性確認は、第5次申請で、当該施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。なお、{5041}ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッカクレーンが含まれることの適合性確認は、第1次申請で、当該施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。									
p.66	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備						ペレット貯蔵設備 ペレット保管ラックB型																			
p.39	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5040-2}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設		ペレット保管パレット	ペレット保管パレット	—	○	—	—	—	—	—	—	—	[加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしているペレット貯蔵設備ペレット保管ラックB型に収納して取り扱う本施設は、{5040}ペレット保管ラックB型 No. 1 のその他の構成機器として、第2加工棟にて取り扱う。]								
—	(施設の構造及び設備として記載なし)						ペレット保管パレット																			

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管 理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.39	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)		搬送設備(ペレット) ペレット搬送設備 No.3	{5041}	ヘ.核燃料物質の貯蔵施設		ペレット搬送設備 No.3	ペレットスタッカクレーン	○	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-10-1 本施設を設置する第2加工棟第2-3領域には1つの單一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置する設計としている。この設計については、第1次申請で設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、第4次申請で建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。 {5040}ペレット保管ラックB型 No.1 の核的制限値である「ペレット保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。	
p.66	ニ.核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		搬送設備(ペレット) ペレット搬送設備 No.3												
				{5042}	ヘ.核燃料物質の貯蔵施設		ペレット搬送設備 No.3	ペレット保管箱台車	—	—	—	—	○	本施設は、第2加工棟第2-2領域、第2-3領域において共用する。このため、第1次申請では、第2-3領域に設置する單一ユニットを構成する{5040}ペレット保管ラックB型 No.1 の適合性確認を行うに当たって、当該單一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、第5次申請で本施設が当該領域に配置されていることを確認し、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。同様に、第5次申請では、第2-2領域に設置する單一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該單一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。 本施設を設置する第2加工棟第2-3領域には1つの單一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置する設計としている。この設計については、第5次申請で設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、第4次申請で建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。 {5040}ペレット保管ラックB型 No.1 の核的制限値である「ペレット保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第5次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
(続き) p.39	(続き) □. 加工施設の一般構造 (チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5043}	～.核燃料物質の貯蔵施設	ペレット搬送設備 No.3 ペレット搬送設備 No.2-3	ペレット保管箱台車 No.1	—	—	—	—	○	—	走行レール部を含む。 本施設は、第2加工棟第2-2領域、第2-3領域において共用する。このため、第1次申請では、第2-3領域に設置する単一ユニットを構成する{5040}ペレット保管ラックB型 No.1 の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、第5次申請で本施設が当該領域に配置されていることを確認し、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。同様に、第5次申請では、第2-2領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。 本施設を設置する第2加工棟第2-3領域には1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置する設計としている。この設計については、第5次申請で設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、第4次申請で建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔壁により隔離されていることにより担保する。 {5040}ペレット保管ラックB型 No.1 の核的制限値である「ペレット保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第5次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。
p.66	ニ.核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備				搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No.3									
				{5044}	～.核燃料物質の貯蔵施設	ペレット搬送設備 No.3 ペレット搬送設備 No.2-3	ペレット保管箱台車 No.2	—	—	—	—	○	—	走行レール部を含む。 本施設は、第2加工棟第2-2領域、第2-3領域において共用する。このため、第1次申請では、第2-3領域に設置する単一ユニットを構成する{5040}ペレット保管ラックB型 No.1 の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、第5次申請で本施設が当該領域に配置されていることを確認し、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。同様に、第5次申請では、第2-2領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。 本施設を設置する第2加工棟第2-3領域には1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置する設計としている。この設計については、第5次申請で設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、第4次申請で建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔壁により隔離されていることにより担保する。 {5040}ペレット保管ラックB型 No.1 の核的制限値である「ペレット保管パレット1個を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第5次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.39	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)		搬送設備(ペレット) ペレット保管ラックE型リフター	{5048}	～.核燃料物質の貯蔵施設		ペレット保管ラックE型リフター		—	—	—	—	○	—	
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		搬送設備(ペレット) ペレット保管ラックE型リフター											—	
p.39	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)		燃料棒貯蔵設備 燃料棒保管ラックB型	{5049}	～.核燃料物質の貯蔵施設		燃料棒保管ラックB型 No.1		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-13-1 本施設を設置する第2加工棟第2-5領域には1つの單一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置する設計としている。この設計については、第1次申請で設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、第4次申請で建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。	
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備		燃料棒貯蔵設備 燃料棒保管ラックB型											本施設の核的制限値である「燃料棒保管容器(保管容器H型)」を収納する棚の配列」に、{5051}燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア、{5052}燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッカクレーンが含まれることの適合性確認は、第1次申請で、当該施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。	
				{5050}	～.核燃料物質の貯蔵施設		燃料棒保管ラックB型 No.2		—	○	—	—	—	[第1次申請]表へ-13-2 本施設を設置する第2加工棟第2-5領域には1つの單一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置する設計としている。この設計については、第1次申請で設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、第4次申請で建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。	
														本施設の核的制限値である「燃料棒保管容器(保管容器H型)」を収納する棚の配列」に、{5051}燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア、{5052}燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッカクレーンが含まれることの適合性確認は、第1次申請で、当該施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.39 p.67	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5051}	～. 核燃料物質の貯蔵施設		燃料棒搬送設備 No.7	燃料棒トレイコンペア	○	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-14-2 本施設は、第2加工棟第2～4領域、第2～5領域において共用する。このため、第1次申請では、第2～5領域に設置する單一ユニットを構成する{5049}燃料棒保管ラックB型No.1、{5050}燃料棒保管ラックB型No.2の適合性確認を行うに当たって、当該單一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、第1次申請で本施設が当該領域に配置されていることを確認し、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。同様に、第5次申請では、第2～4領域に設置する單一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該單一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価していることを明確にし、これをもって、本施設の当該領域における臨界安全に係る適合性を担保する。 本施設を設置する第2加工棟第2～5領域には1つの單一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置する設計としている。この設計については、第1次申請で設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、第4次申請で建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。 {5049}燃料棒保管ラックB型No.1、{5050}燃料棒保管ラックB型No.2の核的制限値である「燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。
p.39 p.67	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5052}	～. 核燃料物質の貯蔵施設		燃料棒搬送設備 No.7	燃料棒スタッカクレーン	○	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-14-1 本施設を設置する第2加工棟第2～5領域には1つの單一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置する設計としている。この設計については、第1次申請で設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、第4次申請で建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。 {5049}燃料棒保管ラックB型No.1、{5050}燃料棒保管ラックB型No.2の核的制限値である「燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列」に、本施設が含まれることの適合性確認は、第1次申請で、本施設の配置の適合性確認をもって行うこととする。
p.39 p.67	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5053}	～. 核燃料物質の貯蔵施設		燃料集合体保管ラックC型 No.1	—	—	—	—	○	—	[第4次申請]表へ-2-1 燃料集合体保管用缶架台を含む。 本施設の燃料集合体保管用缶を固定する架台には、{5055}燃料集合体保管ラックD型No.1の燃料集合体保管用缶を併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、本施設に含めて行うこととする。
p.39 p.67	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5054}	～. 核燃料物質の貯蔵施設		燃料集合体保管ラックC型 No.2	—	—	—	—	○	—	[第4次申請]表へ-2-2 燃料集合体保管用缶架台を含む。 本施設を設置する第2加工棟第2～6領域(北側)には1つの單一ユニット「燃料集合体保管ラックC型」のみを配置する設計としている。この設計については、第4次申請で設備の適合性確認として当該領域内に十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定すること、第4次申請で建物(第2加工棟)の適合性確認として臨界安全管理上の領域がその境界を臨界隔離壁により隔離されていることにより担保する。
p.39 p.67	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			{5055}	～. 核燃料物質の貯蔵施設		燃料集合体保管ラックD型 No.1	—	—	—	—	○	—	[第4次申請]表へ-2-3 燃料集合体保管用缶架台を含む。 本施設の燃料集合体保管用缶を固定する架台には、{5053}燃料集合体保管ラックC型No.1の燃料集合体保管用缶を併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、{5053}燃料集合体保管ラックC型No.1に含めて行うこととする。

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】													
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。													
p.39	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5056}	～.核燃料物質の貯蔵施設	第2-2燃料集合体保管区域		—	—	—	—	○	—
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			燃料集合体保管区域 第2-2燃料集合体保管区域									
p.39	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5057}	～.核燃料物質の貯蔵施設	第2-3燃料集合体保管区域		—	—	—	—	○	—
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			燃料集合体保管区域 第2-3燃料集合体保管区域									
p.39	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5058}	～.核燃料物質の貯蔵施設	第2-1燃料集合体保管区域		—	—	—	—	○	—
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			燃料集合体保管区域 第2-1燃料集合体保管区域									
p.39	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5059}	～.核燃料物質の貯蔵施設	第2-4燃料集合体保管区域		—	—	—	—	○	—
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			燃料集合体保管区域 第2-4燃料集合体保管区域									
p.39	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5060}	～.核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備 天井クレーン		—	—	—	—	○	—
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			搬送設備(輸送容器) 天井クレーン									
p.39	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5061}	～.核燃料物質の貯蔵施設	分析試料貯蔵設備 試料保管棚		—	—	—	—	○	—
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			分析試料貯蔵設備 試料保管棚									
p.39	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(貯蔵施設)			{5062}	～.核燃料物質の貯蔵施設	開発試料貯蔵設備 試料保管棚		—	—	—	—	○	—
p.67	ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備			開発試料貯蔵設備 試料保管棚									

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p. 40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	排気ダクト(高性能エアフィルタ(フィルタボックス)～排風機)	{6020}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I(部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p. 40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	排気ダクト(損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間)	{6021}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II(部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p. 40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	排気ダクト(上記以外)	{6022}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统III	気体廃棄設備 No.1 系统III(部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統I(部屋排気) 系統II(部屋排気) 系統III(部屋排気) 系統IV(部屋排気) 系統V(局所排気) 系統VI(局所排気) 系統VII(部屋排気) 系統VIII(局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 排気ダクト	{6023}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统IV	気体廃棄設備 No.1 系统IV(部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p. 40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	閉じ込め弁	{6024}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统V	気体廃棄設備 No.1 系统V(局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統I(部屋排気) 系統II(部屋排気) 系統III(部屋排気) 系統IV(部屋排気) 系統V(局所排気) 系統VI(局所排気) 系統VII(部屋排気) 系統VIII(局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 閉じ込め弁	{6025}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统VI	気体廃棄設備 No.1 系统VI(局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p. 40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	閉じ込め弁	{6026}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统VII	気体廃棄設備 No.1 系统VII(部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統I(部屋排気) 系統II(部屋排気) 系統III(部屋排気) 系統IV(部屋排気) 系統V(局所排気) 系統VI(局所排気) 系統VII(部屋排気) 系統VIII(局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 閉じ込め弁	{6027}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统VIII	気体廃棄設備 No.1 系统VIII(局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
88														
本施設の一部である{6027-2}気体廃棄設備 No.1 系统VIII(局所排気系統)ダクトは、第2次申請で部分撤去する。第2次申請で部分撤去しない部分(本施設)は、第5次申請で設備本体の適合性確認を行うとともに、気体廃棄設備 No.1 全体の適合性確認を行う。														
p. 40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	閉じ込め弁	{6028}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统I	気体廃棄設備 No.1 系统I(部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統I(部屋排気) 系統II(部屋排気) 系統III(部屋排気) 系統IV(部屋排気) 系統V(局所排気) 系統VI(局所排気) 系統VII(部屋排気) 系統VIII(局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 閉じ込め弁	{6029}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统II	気体廃棄設備 No.1 系统II(部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p. 40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	閉じ込め弁	{6030}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统III	気体廃棄設備 No.1 系统III(部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統I(部屋排気) 系統II(部屋排気) 系統III(部屋排気) 系統IV(部屋排気) 系統V(局所排気) 系統VI(局所排気) 系統VII(部屋排気) 系統VIII(局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 閉じ込め弁	{6031}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统IV	気体廃棄設備 No.1 系统IV(部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p. 40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	閉じ込め弁	{6032}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统V	気体廃棄設備 No.1 系统V(局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統I(部屋排気) 系統II(部屋排気) 系統III(部屋排気) 系統IV(部屋排気) 系統V(局所排気) 系統VI(局所排気) 系統VII(部屋排気) 系統VIII(局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 閉じ込め弁	{6033}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统VI	気体廃棄設備 No.1 系统VI(局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p. 40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	閉じ込め弁	{6034}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统VII	気体廃棄設備 No.1 系统VII(部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統I(部屋排気) 系統II(部屋排気) 系統III(部屋排気) 系統IV(部屋排気) 系統V(局所排気) 系統VI(局所排気) 系統VII(部屋排気) 系統VIII(局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 閉じ込め弁	{6035}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系统VIII	気体廃棄設備 No.1 系统VIII(局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p. 40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	給気系統	{6036}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系统I 系统II 系统V(給気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統I(部屋排気) 系統II(部屋排気) 系統III(部屋排気) 系統IV(部屋排気) 系統V(局所排気) 系統VI(局所排気) 系統VII(部屋排気) 系統VIII(局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 閉じ込め弁	{6036-2}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系统III 系统VI(給気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p. 40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	給気系統	{6036-3}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系统IV(給気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p. 81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統I(部屋排気) 系統II(部屋排気) 系統III(部屋排気) 系統IV(部屋排気) 系統V(局所排気) 系統VI(局所排気) 系統VII(部屋排気) 系統VIII(局所排気)	気体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 閉じ込め弁	{6036-4}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系统VII 系统VIII(給気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	閉じ込めダンパー	{6037}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 系統I (部屋排気) 系統II (部屋排気) 系統III (部屋排気) 系統IV (部屋排気) 系統V (局所排気) 系統VI (局所排気) 系統VII (部屋排気) 系統VIII (局所排気)	气体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 閉じ込めダンパー	{6038}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6039}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統III	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6040}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6041}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6042}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VI	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6043}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6044}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6045}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 紙気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (紙気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6045-2}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 紙気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (紙気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6045-3}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 紙気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (紙気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6045-4}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 紙気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (紙気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	給気ファン	{6046}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	給気ユニット(201AC)	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟	气体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 紙気ファン	{6046-2}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	給気ユニット(202AC)	—	—	—	—	○	—
				{6046-3}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	給気ユニット(203SU)	—	—	—	—	○	—
				{6046-4}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統)	給気ユニット(204AC)	—	—	—	—	○	—
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	給気ダクト	{6047}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 紙気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟	气体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 紙気ダクト	{6047-2}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 紙気系統	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
				{6047-3}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 紙気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
				{6047-4}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 紙気系統	気体廃棄設備 No.1 系統VII 系統VIII (給気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第2加工棟	負圧計	{6048}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	差圧計	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟	气体廃棄設備 No.1(第2加工棟) 負圧計											第2-1作業支援室のダクトを含む。

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	排風機	{6049}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 1(部屋排気系統)	No.1排風機	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統1(部屋排気) 系統2(局所排気) 系統3(局所排気) 系統4(局所排気)	气体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 排風機	{6050}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1-1排風機室	气体廃棄設備 No.2 系統 2(局所排気系統)	No.2排風機	—	—	—	—	○	—
				{6051}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1-2排風機室	气体廃棄設備 No.2 系統 3(局所排気系統)	No.3排風機	—	—	—	—	○	—
				{6052}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1-2排風機室	气体廃棄設備 No.2 系統 3(局所排気系統)	No.4排風機	—	—	—	—	○	—
				{6053}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1-2排風機室	气体廃棄設備 No.2 系統 4(局所排気系統)	No.5排風機	—	—	—	—	○	—
				{6054}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1-2排風機室	气体廃棄設備 No.2 系統 4(局所排気系統)	No.6排風機	—	—	—	—	○	—
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	高性能エアフィルタ(排風機室側)	{6055}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	气体廃棄設備 No.2 系統 1(部屋排気系統)	No.1フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統1(部屋排気) 系統2(局所排気) 系統3(局所排気) 系統4(局所排気)	气体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 高性能エアフィルタ	{6056}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	气体廃棄設備 No.2 系統 2(局所排気系統)	No.2フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
				{6057}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	气体廃棄設備 No.2 系統 3(局所排気系統)	No.5フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
				{6058}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	气体廃棄設備 No.2 系統 4(局所排気系統)	No.8フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	高性能エアフィルタ(設備側)	{6059}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	气体廃棄設備 No.2 系統 3(局所排気系統)	No.3フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統3(局所排気) 系統4(局所排気)	气体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 高性能エアフィルタ	{6060}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	气体廃棄設備 No.2 系統 3(局所排気系統)	No.4フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
				{6061}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	气体廃棄設備 No.2 系統 4(局所排気系統)	No.6フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
				{6062}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	气体廃棄設備 No.2 系統 4(局所排気系統)	No.7フィルタユニット	—	—	—	—	○	—
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	排気ダクト(高性能エアフィルタ(フィルタボックス)～排風機、損傷によって、安全機能を維持すべき第2類設備・機器及び避難経路に影響する区間)	{6063}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系 統1	气体廃棄設備 No.2 系統 1(部屋排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	排気ダクト(上記以外)	{6064}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系 統2	气体廃棄設備 No.2 系統 2(局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統1(部屋排気) 系統2(局所排気) 系統3(局所排気) 系統4(局所排気)	气体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟) 排気ダクト	{6065}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系 統3	气体廃棄設備 No.2 系統 3(局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
				{6066}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系 統4	气体廃棄設備 No.2 系統 4(局所排気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	閉じ込め弁	{6067}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	气体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統1(部屋排気) 系統2(局所排気) 系統3(局所排気) 系統4(局所排気)	气体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟)閉じ込め弁	{6068}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	气体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
				{6069}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	气体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
				{6070}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	气体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
				{6071}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	气体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	閉じ込め弁	—	—	—	—	○	—
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	閉じ込めダンパー	{6072}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	气体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 系統1(部屋排気) 系統2(局所排気) 系統3(局所排気) 系統4(局所排気)	气体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟)閉じ込めダンパー	{6073}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	气体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6074}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	气体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6075}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	气体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
				{6076}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	气体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	閉じ込めダンパー	—	—	—	—	○	—
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	給気ファン	{6077}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1-1排風機室	气体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	給気ユニット	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟	气体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟)給気ファン											給気ファンを含む。
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	給気ダクト	{6079}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	气体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統)	ダクト	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟	气体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟)給気ダクト											
p.40	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(気体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	負圧計	{6080}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	气体廃棄設備 No.2	差圧計	—	—	—	—	○	—
p.81	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟	气体廃棄設備 No.2(第1廃棄物貯蔵棟)負圧計											

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(液体廃棄物処理工程)	第2加工棟	第1廃液処理設備	{6081}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽No.1	—	—	—	—	○	— 流し、設備内配管を含む。
p.83	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿装置 遠心分離機 貯槽	{6082}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽No.2	—	—	—	—	○	— 流し、設備内配管を含む。
				{6083}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽No.3	—	—	—	—	○	— 流し、設備内配管を含む。
				{6084}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽No.4	—	—	—	—	○	— 流し、設備内配管を含む。
				{6087}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1	第1廃液処理設備	遠心分離機No.1	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6088}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1	第1廃液処理設備	遠心分離機No.2	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6089}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1	第1廃液処理設備	遠心分離機No.3	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6090}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1	第1廃液処理設備	遠心分離機No.4	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6091}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	遠心ろ過機No.1	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6092}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	遠心ろ過機No.2	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6093}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽No.1	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6094}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽No.2	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6095}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽No.1	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6096}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽No.2	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6097}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽No.3	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6098}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	処理水槽No.4	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6099}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1 ペレット室	第1廃液処理設備	配管	—	—	—	—	○	— —
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(液体廃棄物処理工程)	第2加工棟	分析廃液処理設備	{6100}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
p.83	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 凝集沈殿装置	{6100-2}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	ろ過水槽	—	—	—	—	○	— 設備内配管を含む。
				{6101}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	スラッジ乾燥機	—	—	—	—	○	— —
				{6102}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	配管	—	—	—	—	○	— —

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している。(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考			
	施設区分	設置場所	施設名称	管 理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請		
<b>【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設<sup>(3)</sup>】</b>															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(液体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	W1廃液処理設備	{6124}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	蒸発乾固装置	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
p.83	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 蒸発乾固装置 貯槽	{6125}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	凝集沈殿槽	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6126}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンク No.1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6127}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンク No.2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6128}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	タンク No.3	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6129}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	ろ過機	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6130}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	圧搾脱水機	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6131}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	スラッジ乾燥機	—	—	—	—	○	—	—
				{6132}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	受水槽	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6133}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽 No.1	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6134}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽 No.2	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6135}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	貯留槽 No.3	—	—	—	—	○	—	設備内配管を含む。
				{6136}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	配管	—	—	—	—	○	—	—
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(液体廃棄物処理工程)	[REDACTED]	保管廃棄設備	{6137}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	[REDACTED]	保管廃棄設備 [REDACTED]	廃棄物保管区域	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ト-5-1
p.83	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備	[REDACTED]	保管廃棄設備												

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	焼却炉	{6138}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	—	—	—	—	○	— {6138-2}失火検知機構、{6138-3}過加熱防止機構、{6138-4}圧力逃がし機構、{6138-5}可燃性ガス配管は、本施設の付属設備とする。 焼却設備架台を含む。
p.85	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却炉											本施設を固定する焼却設備架台には、{6139}焼却設備 バグフィルタ、{6140}焼却設備 投入ブッシャを併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、本施設に含めて行うこととする。
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	失火検知機構	{6138-2}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	失火検知機構	—	—	—	—	○	— 本施設は、{6138}焼却設備 焼却炉の付属設備とする。	
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	過加熱防止機構	{6138-3}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	過加熱防止機構	—	—	—	—	○	— 本施設は、{6138}焼却設備 焼却炉の付属設備とする。	
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	圧力逃がし機構	{6138-4}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	圧力逃がし機構	—	—	—	—	○	— 本施設は、{6138}焼却設備 焼却炉の付属設備とする。	
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス配管	{6138-5}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	可燃性ガス配管	—	—	—	—	○	— 本施設は、{6138}焼却設備 焼却炉の付属設備とする。	
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	焼却炉	{6139}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	バグフィルタ	—	—	—	—	○	— 焼却設備架台を含む。 本施設を固定する焼却設備架台には、{6138}焼却設備 焼却炉、{6140}焼却設備 投入ブッシャを併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、{6138}焼却設備 焼却炉に含めて行うこととする。
p.85	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却炉	{6140}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	投入ブッシャ	—	—	—	—	○	— 焼却設備架台を含む。 本施設を固定する焼却設備架台には、{6138}焼却設備 焼却炉、{6140}焼却設備 バグフィルタを併せて固定する。同一の架台を共有することから、架台の耐震補強に係る評価等は、{6138}焼却設備 焼却炉に含めて行うこととする。
				{6141}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	前処理フード	—	—	—	—	○	—
				{6142}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	フィルタ処理フード	—	—	—	—	○	—
				{6143}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	投入リフタ	—	—	—	—	○	—
				{6144}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	焼却設備	急冷塔	—	—	—	—	○	—
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	湿式除染機	{6145}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	湿式除染機	湿式除染部	—	—	—	—	○	—
p.85	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	湿式除染機	{6146}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	湿式除染機	水洗除染タンク	—	—	—	—	○	—

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管 理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	乾式除染機	{6147}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	乾式除染機	—	—	—	—	—	○	—
p.85	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	乾式除染機											—
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	ホイストクレーン	{6148}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	ホイストクレーン	2トンチェンブロック	—	—	—	—	○	—
p.85	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	ホイストクレーン											本施設は、加工事業変更許可申請書で第1廃棄物貯蔵棟に設置するとしているホイストクレーン2式のうち、W1廃棄物処理室に設置する1式とする。
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第1廃棄物貯蔵棟	ホイストクレーン	{6149}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室 W 1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	—	—	—	—	○	—
p.85	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵室 W 1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン											本施設は、加工事業変更許可申請書で第1廃棄物貯蔵棟に設置するとしているホイストクレーン2式のうち、第1廃棄物貯蔵室に設置する1式 <sup>(※)</sup> とする。 (※)第1廃棄物貯蔵棟は多層階のため、設置する1式の内訳は、1階-2階間搬送用1台、2階-3階間搬送用1台とする。
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)	第3廃棄物貯蔵棟	ホイストクレーン	{6151}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	—	—	—	—	○	—
p.85	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン											本施設は、加工事業変更許可申請書で第3廃棄物貯蔵棟に設置するとしているホイストクレーン1式のうち、第3廃棄物貯蔵室に設置する1式 <sup>(※)</sup> とする。 (※)第3廃棄物貯蔵棟は多層階のため、設置する1式の内訳は、1階-2階間搬送用1台、2階-3階間搬送用1台とする。
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)		保管廃棄設備	{6153}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	—	—	○	—
p.85	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備		保管廃棄設備				保管廃棄設備	廃棄物保管区域						—
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)		保管廃棄設備	{6154}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	—	—	○	—
p.85	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備		保管廃棄設備				保管廃棄設備	廃棄物保管区域						—
p.41	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(固体廃棄物処理工程)		保管廃棄設備	{6155}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	[第3次申請]表ト-2-1
p.85	ホ.放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備		保管廃棄設備	{6156}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	[第3次申請]表ト-2-2
				{6157}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	[第3次申請]表ト-2-3
				{6158}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	[第3次申請]表ト-2-4
				{6159}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	[第3次申請]表ト-2-5
				{6160}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	[第3次申請]表ト-2-6
				{6161}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	[第3次申請]表ト-2-7
				{6162}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	[第3次申請]表ト-2-8
				{6163}	ト.放射性廃棄物の廃棄施設		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	—	—	○	—	—	[第3次申請]表ト-2-9

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
<b>【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設<sup>(3)</sup>】</b>														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第2加工棟	ハンドフットクロスモニタ	{7001}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟	ハンドフットクロスモニタ	—	—	—	—	—	○	—
p.87	～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	ハンドフットクロスモニタ											—
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第1廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロスモニタ	{7003}	チ. 放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロスモニタ	—	—	—	—	—	○	—
p.87	～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロスモニタ											—
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第2加工棟	エアスニファ	{7004}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟	エアスニファ(管理区域内)	—	—	—	—	—	○	—
p.87	～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	エアスニファ											第2-1作業支援室のエアスニファを含む。
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ	{7005}	チ. 放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ(管理区域内)	—	—	—	—	—	○	—
p.87	～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ											—
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第2加工棟	ダストモニタ	{7006}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟	ダストモニタ(換気用モニタ)	—	—	—	—	—	○	—
p.87	～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	ダストモニタ											サンプリング用配管を含む。
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第1加工棟	ガンマ線エリアモニタ	{7008}	チ. 放射線管理施設	第1加工棟 第1-1輸送物保管室 第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	—	—	○	—	—	[第3次申請]表チ-2-1 加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている本施設(p.42、p.87)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしているガンマ線エリアモニタ(p.88)と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7008}で取り扱うこととする。
p.87	～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第1加工棟	ガンマ線エリアモニタ											
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	第1加工棟	ガンマ線エリアモニタ											
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第2加工棟	ガンマ線エリアモニタ	{7009}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟	ガンマ線エリアモニタ	検出器	—	—	—	—	○	—
p.87	～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	ガンマ線エリアモニタ											加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている本施設(p.42、p.87)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしているガンマ線エリアモニタ(p.88)と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7009}で取り扱うこととする。
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	ガンマ線エリアモニタ											
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ	{7010}	チ. 放射線管理施設	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ	検出器	—	—	—	—	○	—
p.87	～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ											加工事業変更許可申請書で第1-3貯蔵棟に設けるとしている本施設(p.42、p.87)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1-3貯蔵棟に設けるとしているガンマ線エリアモニタ(p.88)と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7010}で取り扱うこととする。
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ											

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考				
	施設区分	設置場所	施設名称	管 球番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請			
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】																
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第2加工棟	放射線監視盤	{7011}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟	放射線監視盤(ダストモニタ)	—	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている本施設(p.42、p.87)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている放射線監視盤(p.88)と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7011}で取り扱うこととする。	
p.87	～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	放射線監視盤	{7012}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)	—	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている本施設(p.42、p.87)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている放射線監視盤(p.88)と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7012}で取り扱うこととする。	
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	放射線監視盤											本施設は、{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器、{7010} ガンマ線エリアモニタ 検出器と接続する。		
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)	第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤	{7013}	チ. 放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤(ダストモニタ)	—	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている本施設(p.42、p.87)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている放射線監視盤(p.88)と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{7013}で取り扱うこととする。	
p.87	～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤													
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤													
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(監視設備)	第2加工棟	エアスニファ	{7022}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟	エアスニファ(排気口)	—	—	—	—	—	○	—	固定ろ紙自動交換式を含む。	
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	エアスニファ													
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(監視設備)	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ	{7023}	チ. 放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ(排気口)	—	—	—	—	—	○	—	—	
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ													
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(監視設備)	第2加工棟	ダストモニタ	{7024}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟	ダストモニタ(排気用モニタ)	—	—	—	—	—	○	—	サンプリング用配管を含む。	
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	第2加工棟	ダストモニタ													
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(監視設備)	第1廃棄物貯蔵棟	ダストモニタ	{7025}	チ. 放射線管理施設	第1廃棄物貯蔵棟	ダストモニタ(排気用モニタ)	—	—	—	—	—	○	—	サンプリング用配管を含む。	
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	第1廃棄物貯蔵棟	ダストモニタ													
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(監視設備)	屋外	モニタリングポスト	{7026}	チ. 放射線管理施設	屋外	モニタリングポストNo.1	—	—	—	—	—	○	—	[第4次申請]表チ-2-1	
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	屋外	モニタリングポスト	{7027}	チ. 放射線管理施設	屋外	モニタリングポストNo.2	—	—	—	—	—	○	—	[第4次申請]表チ-3-1	
				{7027-2}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤(モニタリングポスト)	—	—	—	—	—	○	—	[第4次申請]表チ-4-1	
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(非常用電源設備)	発電機・ポンプ棟	非常用電源設備	{8001}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	非常用電源設備No.1	非常用発電機	—	—	—	—	—	○	—	重油タンク部を含む。
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(1) 非常用電源設備	発電機・ポンプ棟	非常用電源設備													
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(非常用電源設備)	屋外	非常用電源設備	{8003}	リ. その他の加工施設	屋外	非常用電源設備No.2	非常用発電機	—	—	—	—	—	○	—	重油タンク部を含む。
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(1) 非常用電源設備	屋外	非常用電源設備	{8005}	リ. その他の加工施設	屋外	非常用電源設備A	非常用発電機	—	—	—	—	—	○	—	重油タンク部を含む。

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.42 p.89	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)  ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(2) 通信連絡設備	第2加工棟  第2加工棟	所内通信連絡設備  所内通信連絡設備	{8007}  {8007-11}  {8007-12}  {8007-13}	リ. その他の加工施設  リ. その他の加工施設  リ. その他の加工施設  リ. その他の加工施設	第2加工棟  第2加工棟  第2加工棟  第2加工棟	通信連絡設備  通信連絡設備  通信連絡設備  通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))  所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))  所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))  所内通信連絡設備(固定電話機)	—  —  —	—  —  —	—  —  —	○  ○  ○  ○	○  ○  —	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))であり、第4次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8007-9}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))を含む。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク <sup>(※)</sup> から試験放送を行うことにより、本加工施設における放送設備全体の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。  [第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))であり、第4次申請で適合性確認を行う。 付属する所内携帯電話機(PHS)は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。 第5次申請では、本施設を{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し試験放送を行うことにより、本施設の性能を確認する。  [第4次申請]表リ-2-1 本施設は、{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))、{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))のアンプである。 第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイクは、本施設に接続する。  [第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)であり、第4次申請で適合性確認を行う。 第5次申請では、本施設を{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し試験放送を行うことにより、本施設の性能を確認する。	
p.42 p.89	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)  ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(2) 通信連絡設備	第1~3貯蔵棟  第1~3貯蔵棟	所内通信連絡設備  所内通信連絡設備	{8007-2}	リ. その他の加工施設	第1~3貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—	—	—	—	○	—	本施設のアンプは、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))であり、第1加工棟に設置する。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク <sup>(※)</sup> から試験放送を行うことにより、本加工施設における放送設備全体の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。
p.42 p.89	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)  ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(2) 通信連絡設備	第1廃棄物貯蔵棟  第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備  所内通信連絡設備	{8007-3}  {8007-14}	リ. その他の加工施設  リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟  第1廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備  通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))  所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—  —	—  —	—  —	—  ○	—	本施設のアンプは、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))であり、第1加工棟に設置する。 第5次申請では、本施設に対して、第1加工棟、第2加工棟、事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)に設置するマイク <sup>(※)</sup> から試験放送を行うことにより、本加工施設における放送設備全体の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。  付属する所内携帯電話機(PHS)は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。 第5次申請では、本施設を{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し試験放送を行うことにより、本施設の性能を確認する。	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第3廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-4}	リ.その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—	—	—	—	○	—	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(2) 通信連絡設備	第3廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備												
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-5}	リ.その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—	—	—	○	○	—	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(2) 通信連絡設備	第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備												
				{8007-6}	リ.その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	—	○	○	—	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-7}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	—	○	—	○	[第3次申請]表リ-4-1 本施設は、第1加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))であり、第3次申請で適合性確認を行う。	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(2) 通信連絡設備	第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-8}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	○	—	○	[第3次申請]表リ-4-1 本施設は、第1加工棟に設置する通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))であり、第3次申請で適合性確認を行う。 付属する所内携帯電話機(PHS)は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。 第5次申請では、本施設を{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し試験放送を行うことにより、本施設の性能を確認する。 (※){8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクとする。	
				{8007-10}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	—	—	○	—	—	[第3次申請]表リ-4-1 本施設は、{8007-2}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-3}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))のアンプである。 第1加工棟に設置するマイクは、本施設に接続する。	
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	屋内、屋外	所外通信連絡設備	{8008}	リ. その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)、屋外	通信連絡設備	所外通信連絡設備	—	—	—	—	○	—	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(2) 通信連絡設備	屋外	所外通信連絡設備												
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟	自動火災報知設備	{8009}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	—	○	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)であり、第4次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8009-9}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を含む。	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	自動火災報知設備	{8009-11}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	—	—	—	○	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の受信機である。	
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	—	—	○	—	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備	第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-12}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	—	—	—	—	○	—	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管轄番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備 自動火災報知設備	{8009-3} {8009-13}	リ. その他の加工施設 リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 火災感知設備	自動火災報知設備(感知器) 自動火災報知設備(受信機)	— —	— —	— —	○ ○	— —	本施設の受信機は、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第3廃棄物貯蔵棟に設置する。
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備		本施設は、{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の受信機である。											
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第5廃棄物貯蔵棟 第5廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備 自動火災報知設備	{8009-4}	リ. その他の加工施設 リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟 第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 火災感知設備	自動火災報知設備(感知器) 自動火災報知設備(感知器)	— —	— —	— ○	— —	— —	[第4次申請]表リ-2-1 本施設の受信機は、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第3廃棄物貯蔵棟に設置する。
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備		[第4次申請]表リ-2-1 本施設の受信機は、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第3廃棄物貯蔵棟に設置する。											
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1加工棟 第1加工棟	自動火災報知設備 自動火災報知設備	{8009-5} {8009-6}	リ. その他の加工施設 リ. その他の加工施設	第1加工棟 第1加工棟	火災感知設備 火災感知設備	自動火災報知設備(感知器) 自動火災報知設備(受信機)	— —	— —	○ ○	— —	— —	[第3次申請]表リ-4-1 本施設の受信機は、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第1加工棟に設置する。
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備		[第3次申請]表リ-4-1 本施設は、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-7}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の受信機である。											
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1-3貯蔵棟 第1-3貯蔵棟	自動火災報知設備 自動火災報知設備	{8009-7}	リ. その他の加工施設 リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟 第1-3貯蔵棟	火災感知設備 火災感知設備	自動火災報知設備(感知器) 自動火災報知設備(感知器)	— —	— —	— —	○ ○	— —	本施設の受信機は、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第1加工棟に設置する。
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備		[第3次申請]表リ-4-1 本施設の受信機は、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第1加工棟に設置する。											
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	発電機・ポンプ棟 発電機・ポンプ棟	自動火災報知設備 自動火災報知設備	{8009-8}	リ. その他の加工施設 リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟 発電機・ポンプ棟	火災感知設備 火災感知設備	自動火災報知設備(感知器) 自動火災報知設備(感知器)	— —	— —	— —	○ ○	— —	本施設の受信機は、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第2加工棟に設置する。
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備		[第3次申請]表リ-4-1 本施設の受信機は、{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)であり、第2加工棟に設置する。											
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟 第2加工棟	消防器 消防器	{8010}	リ. その他の加工施設 リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2加工棟	消防設備 消防設備	消防器 消防器	— —	— —	— ○	— —	— —	[第4次申請]表リ-2-1 二酸化炭素消火器、金属消火器、乾燥砂(消火用)をその他の構成機器として含む。
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備		[第4次申請]表リ-2-1 二酸化炭素消火器、金属消火器、乾燥砂(消火用)をその他の構成機器として含む。											
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵棟	消防器 消防器	{8010-2}	リ. その他の加工施設 リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵棟	消防設備 消防設備	消防器 消防器	— —	— —	— —	○ ○	— —	— —
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備		— —											
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵棟	消防器 消防器	{8010-3}	リ. その他の加工施設 リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵棟	消防設備 消防設備	消防器 消防器	— —	— —	— —	○ ○	— —	— —
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備		[第4次申請]表リ-2-1 二酸化炭素消火器、金属消火器、乾燥砂(消火用)をその他の構成機器として含む。											
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第5廃棄物貯蔵棟 第5廃棄物貯蔵棟	消防器 消防器	{8010-4}	リ. その他の加工施設 リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟 第5廃棄物貯蔵棟	消防設備 消防設備	消防器 消防器	— —	— —	— ○	— —	— —	[第4次申請]表リ-2-1 二酸化炭素消火器、金属消火器、乾燥砂(消火用)をその他の構成機器として含む。
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備		[第4次申請]表リ-2-1 二酸化炭素消火器、金属消火器、乾燥砂(消火用)をその他の構成機器として含む。											

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1加工棟	消火器	{8010-5}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	消火設備	消火器	—	—	○	—	—	[第3次申請]表リ-4-1	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備	第1加工棟	消火器												
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第1~3貯蔵棟	消火器	{8010-6}	リ. その他の加工施設	第1~3貯蔵棟	消火設備	消火器	—	—	—	—	○	—	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備	第1~3貯蔵棟	消火器												
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	発電機・ポンプ棟	消火器	{8010-7}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	消火設備	消火器	—	—	—	—	○	—	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備	発電機・ポンプ棟	消火器												
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、第1~3貯蔵棟、発電機・ポンプ棟	自動式又は遠隔操作式の消火設備	{8011}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	自動式の消火設備	—	—	—	—	○	—	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	自動式又は遠隔操作式の消火設備											本施設は、詳細設計の結果、消防活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤がある第2加工棟にのみ設置する。	
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟	消火栓	{8012}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	消火設備	屋内消火栓	—	—	—	—	○	—	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	消火栓											本施設は、第2加工棟に設置する消火設備 屋内消火栓であり、第5次申請で適合性確認を行う。 第5次申請では、屋内消火栓による消防活動に必要な機器(消火栓配管 <sup>(※)</sup> 、消火栓ポンプ <sup>(※)</sup> 、消火栓水槽 <sup>(※)</sup> )の適合性確認を行うことにより、本加工施設における消火栓全体の性能を確認する。 (※)消火栓配管には、第4次申請で仮移設する{8012-6}消火設備 屋外消火栓配管を含む。 (※※)消火栓ポンプ、消火栓水槽は、発電機・ポンプ棟に設置する。	
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	屋外	消火栓	{8012-2}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	—	—	—	—	○	—	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備	屋外	消火栓											本施設は、屋外に設置する消火設備 屋外消火栓であり、第5次申請で適合性確認を行う。 本施設には、第2次申請で仮移設する{8012-4}消火設備 屋外消火栓、第3次申請で仮移設する{8012-3}消火設備 屋外消火栓を含む。 管理対象とする消火設備 屋外消火栓は、6台(消火栓No.6、消火栓No.7、消火栓No.10、消火栓No.11、消火栓No.12、消火栓No.13)である。 第5次申請では、屋外消火栓による消防活動に必要な機器(消火栓配管 <sup>(※)</sup> 、消火栓ポンプ <sup>(※)</sup> 、消火栓水槽 <sup>(※)</sup> )の適合性確認を行うことにより、本加工施設における消火栓全体の性能を確認する。 (※)消火栓配管には、第3次申請で仮移設する{8012-5}消火設備 屋外消火栓配管、第4次申請で仮移設する{8012-6}消火設備 屋外消火栓配管を含む。 (※※)消火栓ポンプ、消火栓水槽は、発電機・ポンプ棟に設置する。	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 粉末取扱フード設備	{8013}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.1	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備											加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44、p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8013}で取り扱うこととする。
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 粉末取扱フード設備	{8014}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.2	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備											加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44、p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8014}で取り扱うこととする。
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 粉末取扱フード設備	{8015}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	粉末取扱フードNo.3	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備											加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44、p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8015}で取り扱うこととする。
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8016}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.1	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備											スクラバーを含む。 加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44、p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8016}で取り扱うこととする。
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8017}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.2	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備											スクラバーを含む。 加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44、p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8017}で取り扱うこととする。
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8018}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.3	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	第2加工棟	分析設備											スクラバーを含む。 加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている本施設<p.44、p.91>は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2分析室に設けるとしている分析設備 粉末取扱分析設備<p.52>と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8018}で取り扱うこととする。
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備(ハ) 成形施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱分析設備											

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8019}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	スクラップ処理装置	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備											
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備 (ハ) 成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8020}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フード	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備											
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備 (ハ) 成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8021}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.1	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備											
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備 (ハ) 成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8022}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	試料調整用フードNo.2	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備											
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備 (ハ) 成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8023}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	粉末取扱フード	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備											
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備 (ハ) 成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 プレス	{8024}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	プレス	—	—	—	—	○	—
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備											
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備 (ハ) 成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱試験設備											

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	{8025}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発	燃料開発設備	加熱炉	—	—	—	—	○	— {8025-2} 自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)、{8025-3} 空気混入防止機構、{8025-4} 失火検知機構、{8025-5} 過加熱防止機構、{8025-6} 圧力逃がし機構、{8025-7} 可燃性ガス配管は、本施設の付属設備とする。加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている本施設(p.44, p.91)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟第2開発室に設けるとしている燃料開発設備 試験開発炉(p.52)と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8025}を取り扱うこととする。
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備											
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備 (ハ) 成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試験開発炉											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	自動窒素ガス切替機構(窒素配管含む)	{8025-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)		—	—	—	—	○	— 本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	空気混入防止機構	{8025-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構		—	—	—	—	○	— 本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	失火検知機構	{8025-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	失火検知機構		—	—	—	—	○	— 本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	過加熱防止機構	{8025-5}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構		—	—	—	—	○	— 本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	圧力逃がし機構	{8025-6}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構		—	—	—	—	○	— 本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											
p.44	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	可燃性ガス配管	{8025-7}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管		—	—	—	—	○	— 本施設は、{8025}燃料開発設備 加熱炉の付属設備とする。
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—											

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.45	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	燃料開発設備 小型霧囲気可変炉	{8026}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	小型霧囲気可変炉	—	—	—	—	○	—	
p.91	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ハ) 主要な実験設備の種類	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備												
p.52	ハ. 加工設備本体の構造及び設備 (ハ) 成形施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 試験開発炉												
p.45	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	{8026-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	—	—	—	—	○	—		
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—												
p.45	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	空気混入防止機構	{8026-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	—	—	—	—	○	—		
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—												
p.45	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	過加熱防止機構	{8026-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	—	—	—	—	○	—		
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—												
p.45	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	圧力逃がし機構	{8026-5}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	—	—	—	—	○	—		
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—												
p.45	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(分析・試験開発設備)	第2開発室	可燃性ガス配管	{8026-6}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	—	—	—	—	○	—		
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—												
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	避難通路	{8027}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	○	—	[第4次申請]表リ-2-1	
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (4) 緊急設備	第2加工棟	避難通路												
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1~3貯蔵棟	避難通路	{8028}	リ. その他の加工施設	第1~3貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	○	—	—	
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (4) 緊急設備	第1~3貯蔵棟	避難通路												
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	○	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する緊急設備 非常用照明であり、第4次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8029-2}緊急設備 非常用照明を含む。	
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (4) 緊急設備	第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	○	—	[第4次申請]表リ-2-1 本施設は、第2加工棟に設置する緊急設備 誘導灯であり、第4次申請で適合性確認を行う。本施設には、第2次申請で仮移設する{8029-3}緊急設備 誘導灯を含む。	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1-3貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8030}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1-3貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8030-2}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	○	—
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8031}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	避難通路											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	○	—
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第3廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8033}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第3廃棄物貯蔵棟	避難通路											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第5廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8034}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第5廃棄物貯蔵棟	避難通路											[第4次申請]表リ-2-1
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	避難通路	{8035}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	避難通路	—	—	○	—	—	[第3次申請]表リ-4-1
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1加工棟	避難通路											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036-2}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	○	—
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第5廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8037}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	○	—	[第4次申請]表リ-2-1
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第5廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8037-2}	リ. その他の加工施設	第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備	誘導灯	—	—	—	○	—	[第4次申請]表リ-2-1
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	非常用照明、誘導灯	{8038}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	非常用照明	—	—	○	—	—	[第3次申請]表リ-4-1
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1加工棟	非常用照明、誘導灯	{8038-2}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	誘導灯	—	—	○	—	—	[第3次申請]表リ-4-1
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039}	リ. その他の加工施設	屋外 連続焼結炉系統	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039-2}	リ. その他の加工施設	屋外 試験開発炉系統	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	—	—	—	—	○	—
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(水素ガス)	{8040}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	屋外	緊急遮断弁(水素ガス)											本施設は、{8042-2}緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(プロパンガス)	{8041}	リ. その他の加工施設	屋外 連続焼結炉系統	緊急設備	緊急遮断弁(プロパンガス)	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	屋外	緊急遮断弁(プロパンガス)	{8041-2}	リ. その他の加工施設	屋外 試験開発炉系統	緊急設備	緊急遮断弁(プロパンガス)	—	—	—	—	○	—
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外	緊急遮断弁(都市ガス)	{8042}	リ. その他の加工施設	屋外	緊急設備	緊急遮断弁(都市ガス)	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	屋外	緊急遮断弁(都市ガス)											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	防護壁	{1012}	リ. その他の加工施設	第1加工棟北側屋外	防護壁	防護壁No.1	—	—	○	—	—	[第3次申請]表リ-3-1 加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている緊急設備である本施設(p.46, p.90)は、詳細設計の結果、{1012}防護壁 防護壁No.1(p.24)と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{1012}で取り扱うこととする。
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1加工棟	防護壁											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8044}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	—	—	○	—	—	[第3次申請]表ヘ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1001}第1加工棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1加工棟	防護閉止板又はコンクリート											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防火ダンパー	{8045}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防火ダンパー	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	防火ダンパー											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	{8046}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知機構(水素ガス)											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	{8046-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知機構(水素ガス)											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	{8047}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知機構(プロパンガス)											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	{8047-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	可燃性ガス漏えい検知機構(プロパンガス)											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護壁又は防護柵	{8048}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁及び防護柵	—	—	—	○	—	[第4次申請]表ヘ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	防護壁又は防護柵											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護壁	{8049}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁	—	—	—	○	—	[第4次申請]表ヘ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	防護壁											

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管 理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8050}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	—	—	—	○	—	[第4次申請]表ハ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	防護閉止板又はコンクリート											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	堰、密閉構造扉(溢水防護区域境界の扉の開口部)	{8051}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	—	—	—	○	—	[第4次申請]表ハ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	堰、密閉構造扉											
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	漏水検知器	{8052}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	漏水検知器	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	漏水検知器											
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防火ダンパー	{8053}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防火ダンパー	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防火ダンパー											
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	{8054}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知機構(都市ガス)											
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8055}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵											本施設は、詳細設計の結果、{1004}第1廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器	{8056}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	漏水検知器	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器											
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第3廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8057}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第3廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵											本施設は、詳細設計の結果、{1005}第3廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防水カバー	{8058}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防水カバー	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	防水カバー											
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防水カバー	{8058-2}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防水カバー	—	—	—	—	○	—
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防水カバー											

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管 理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	緊急遮断弁(冷却水)	{8061}	リ.その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	緊急設備	送水ポンプ自動停止装置	—	—	—	—	○	—	
—	(施設の構造及び設備として記載なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	屋外、第1廃棄物貯蔵棟	上水送水用緊急遮断弁											加工事業変更許可申請書で発電機・ポンプ棟に設けるとしている本施設(p.47、p.90)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている緊急遮断弁(冷却水)(p.47)、加工事業変更許可申請書で屋外、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている上水送水用緊急遮断弁(p.47、p.90)の溢水拡大防止のために水の供給を遮断する機能を持つ設計とする。このため、加工事業変更許可申請書では別施設の取扱いであるこれらの施設を同一物として1つの管理番号{8061}で取り扱うこととし適合性確認を行う。	
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟、屋外	緊急遮断弁(第1廃棄物貯蔵棟用上水送水)											本施設は、{8042-2)緊急設備 感震計が地震加速度を検知した場合に自動的に作動する設計とする。	
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	発電機・ポンプ棟	送水ポンプ自動停止装置											—	
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	発電機・ポンプ棟	送水ポンプ自動停止装置											—	
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護板	{8062}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護板	—	—	—	—	○	—	
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	防護板											—	
p.47	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防護板	{8062-2}	リ.その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護板	—	—	—	—	○	—	
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防護板											—	

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称			設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考		
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】														
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.87	(安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	— 第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	— 流し	{7014}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	流し	—	—	—	—	—	○	—
p.87	(安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	— 第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	— 物品搬出モニタ	{7015}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ	—	—	—	—	—	○	—
p.87	(安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	— 第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	— 低バックグラウンドカウンタ	{7016}	チ. 放射線管理施設	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	—	—	—	—	—	○	—
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	— 第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	— 低バックグラウンドカウンタ											試料取扱フードを含む。 加工事業変更許可申請書で第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている本施設(p.87)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている低バックグラウンドカウンタ(p.88)と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号(7016)で取り扱うこととする。
p.87	(安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	— 第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	— サーベイメータ	{7017}	チ. 放射線管理施設	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外	サーベイメータ	—	—	—	—	—	○	—
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	— 第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外	— サーベイメータ											加工事業変更許可申請書で第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている本施設(p.87)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外に設けるとしているサーベイメータ(p.88)と一式で取り扱う物とする。一式で取り扱う物に対しては、1つの管理番号{7017}で取り扱うこととする。
p.87	(安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	— 第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	— 熱蛍光線量計(TLD)	{7018}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外	熱蛍光線量計(TLD)	—	—	—	—	—	○	—
p.88	～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	— 屋外	— 熱蛍光線量計(TLD)											加工事業変更許可申請書で第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟に設けるとしている本施設(p.87)は、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で屋外に設けるとしている熱蛍光線量計(TLD)(p.88)と一式で取り扱う物とする。一式で取り扱う物に対しては、1つの管理番号{7018}で取り扱うこととする。
p.87	(安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	— 第2加工棟	— 放射線測定装置	{7019}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟	放射線測定装置	—	—	—	—	—	○	—
p.87	(安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	— 第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	— 個人線量計	{7020}	チ. 放射線管理施設	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計	—	—	—	—	—	○	—
p.87	(安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	— 第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	— 呼吸保護具	{7021}	チ. 放射線管理施設	第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具	—	—	—	—	—	○	—
p.88	(安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	— 屋外	— 可搬式ダストサンプラー	{7030}	チ. 放射線管理施設	屋外	可搬式ダストサンプラー	—	—	—	—	—	○	—
p.88	(安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	— 屋外	— 気象観測装置	{7033}	チ. 放射線管理施設	屋外	気象観測装置	—	—	—	—	—	○	—
p.88	(安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備(ロ)屋外管理用の主要な設備の種類	— 第1加工棟	— 警報集中表示盤	{7037}	リ. その他の加工施設	第1加工棟	警報集中表示盤	—	—	—	—	—	○	—

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管 理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.88	— (安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備 (ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	— 第2加工棟	— 警報集中表示盤	{7038}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	警報集中表示盤	—	—	—	—	—	○	—	
p.88	— (安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備 (ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	— 第1廃棄物貯蔵棟	— 警報集中表示盤	{7039}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	警報集中表示盤	—	—	—	—	—	○	—	
p.88	— (安全機能を有する施設として記載なし) ～. 放射線管理施設の構造及び設備 (ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類	— 屋外	— 警報集中表示盤	{7040}	リ. その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)	警報集中表示盤	—	—	—	—	—	○	—	
p.89	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (2) 通信連絡設備	— 屋外	— 所内通信連絡設備	{8007-15}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟(周辺監視区域内)	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—	—	—	—	○	—	
p.89	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (2) 通信連絡設備	— 屋外	— 所内通信連絡設備	{8007-16}	リ. その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)	通信連絡設備	所内通信連絡設備(電話交換機)	—	—	—	—	○	—	
p.89	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (2) 通信連絡設備	— 屋外	— 所内通信連絡設備	{8007-17}	リ. その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)	通信連絡設備	所内通信連絡設備(無線機)	—	—	—	—	○	—	
p.89	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (2) 通信連絡設備	— 屋外	— 所内通信連絡設備	{8007-19}	リ. その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)	通信連絡設備	所内通信連絡設備(固定電話機)	—	—	—	—	○	—	
p.89	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (2) 通信連絡設備	— 屋外	— 所内通信連絡設備	{8007-20}	リ. その他の加工施設	事務棟(周辺監視区域内)、保安棟(周辺監視区域内)	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	—	—	—	○	—	

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.89	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(2)通信連絡設備	— 屋外	— 所内通信連絡設備	{8007-21}	リ.その他の加工施設	屋外	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—	—	—	—	○	—	
p.89	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(3)消火設備及び火災感知設備	— 屋外	— 消火栓	{8012-8}	リ.その他の加工施設	屋外	消火設備	可搬消防ポンプ	—	—	—	—	○	—	
p.90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 屋外	— 避難通路	{8035-2}	リ.その他の加工施設	発電機・ポンプ棟(周辺監視区域)	緊急設備	避難通路	—	—	—	—	○	—	
p.90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 屋外	— 非常用照明、誘導灯	{8038-4}	リ.その他の加工施設	屋外	緊急設備	可搬型照明	—	—	—	—	○	—	
p.90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 屋外	— 非常用照明、誘導灯	{8038-5}	リ.その他の加工施設	発電機・ポンプ棟(周辺監視区域)	緊急設備	非常用照明	—	—	—	—	○	—	
p.90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 屋外	— 非常用照明、誘導灯	{8038-6}	リ.その他の加工施設	発電機・ポンプ棟(周辺監視区域)	緊急設備	誘導灯	—	—	—	—	○	—	
p.90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 屋外	— 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) 緊急遮断弁(水素ガス) 緊急遮断弁(プロパンガス) 緊急遮断弁(都市ガス)	{8042-2}	リ.その他の加工施設	屋外	緊急設備	地震計	—	—	—	—	○	—	
p.90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 第1加工棟	— 大型外扉	{8063}	リ.その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	大型外扉	—	—	○	—	—	[第3次申請]表へ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1001}第1加工棟の建物本体の付属設備とする。	
p.90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 第1加工棟	— 外扉	{8064}	リ.その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	外扉	—	—	○	—	—	[第3次申請]表へ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1001}第1加工棟の建物本体の付属設備とする。	
p.90	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	— 第2加工棟	— 遮水板	{8065}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	遮水板	—	—	—	—	○	—	

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設について、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
— p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	— 第2加工棟	— 分析設備	{8066}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	分析設備	—	—	—	—	—	○	—	γ線スペクトロメータ、ガス分析装置、ピロハイドロシステム装置、乾燥器、光電分析装置、質量分析計、重量測定装置、水素分析装置、炭素・硫黄分析装置、窒素分析装置、発光分光分析装置、ICP質量分析装置を含む。
— p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	— 第2加工棟	— 計量設備	{8068}	リ.その他の加工施設	第2加工棟	計量設備	上皿電子天秤	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第2加工棟に設けるとしている本施設は、質量制限を担保するための質量測定を行う秤量器とする。
— p. 91 p. 87	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ロ)核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類 ～、放射線管理施設の構造及び設備(イ)屋内管理用の主要な設備の種類	— 第1加工棟	— 計量設備	{8068-2}	リ.その他の加工施設	第1加工棟	計量設備	固体廃棄物中ウラン量測定装置	—	—	—	—	○	—	加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている本施設(p. 91)は、固体廃棄物中のウラン量を測定するための装置であり、詳細設計の結果、加工事業変更許可申請書で第1加工棟に設けるとしている放射線測定装置(p. 87)と同一物とする。同一物に対しては、1つの管理番号{8068-2}で取り扱うこととする。
— p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第2開発室	— 燃料開発設備	{8069}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	—	—	—	—	—	○	—	電子顕微鏡、金属顕微鏡、実体顕微鏡、微小硬度計、金蒸着装置、カーボン蒸着装置、乾式密度計を含む。
— p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ)主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第2開発室	— 試験検査設備	{8070}	リ.その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	—	—	—	—	—	○	—	熱分析装置を含む。
— p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	— —	— 運搬設備(フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック)	{8071}	リ.その他の加工施設	—	運搬設備(フォークリフト、ドラムポータ、パレットトラック)	—	—	—	—	—	○	—	搬送設備 パレットトラック(第2加工棟)、搬送設備 マンリフタ(第2加工棟)、搬送設備 2.5tフォークリフトNo.1、搬送設備 粉末・パレット貯蔵容器I型運搬車No.1、搬送設備 粉末・パレット貯蔵容器I型運搬車No.2、搬送設備 粉末・パレット貯蔵容器I型運搬車No.3、搬送設備 パレットトラックNo.1、搬送設備 パレットトラックNo.2は、当該設備を使用する設備のその他の構成機器として含める。
— p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	— —	— 高圧ガス貯蔵施設(アンモニア、プロパンガス等)	{8072}	—	—	高圧ガス貯蔵施設(アンモニア、プロパンガス等)	—	—	—	○	○	○	—	[第3次申請]表ハ-2-1 [第4次申請]表ハ-2-1、表ト-4-1 敷地内の高圧ガス貯蔵施設のうち、第1高圧ガス貯蔵施設及びポンベ置場(1)の移設先については、第3次申請以降の外部火災評価で説明する。
— p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	— —	— ガス供給施設	{8073}	リ.その他の加工施設	—	ガス供給施設	—	—	—	—	—	○	—	圧縮空気供給施設、アンモニア分解設備を含む。
— p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	— —	— 危険物貯蔵施設(油、薬品等)	{8074}	—	—	危険物貯蔵施設(油、薬品等)	—	—	—	○	○	○	—	[第3次申請]表ハ-2-1 [第4次申請]表ハ-2-1、表ト-4-1 敷地内の危険物貯蔵施設(油、薬品等)については、第3次申請以降の外部火災評価で説明する。
— p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他の主要な設備	— —	— 受電施設	{8075}	—	—	受電施設	—	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表ハ-2-1 加工事業変更許可申請書で外部からの衝撃(落雷)による損傷の防止の対策として設置する避雷針については、第2加工棟の建物本体の一部を構成する施設とする。このため、避雷針には個別の管理番号は付与せず、避雷針を包含する第2加工棟の管理番号{1002}で取り扱うこととする。

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管 理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請		
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他 の主要な設備	— —	— 空調施設	{8076}	リ、その他 の加工施 設	—	空調施設	—	— —	— —	— —	— —	○ —	—	
p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他 の主要な設備	— —	— 給水及び循環水設備	{8077}	リ、その他 の加工施 設	—	給水及び循環水設備	—	— —	— —	— —	— —	○ —	冷却水施設を含む。	
p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他 の主要な設備	— —	— 緊急設備(放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材)	{8078}	リ、その他 の加工施 設	—	緊急設備(放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材)	—	— —	— —	— —	— —	○ —	—	
p. 91	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ニ)その他の主要な事項(1)その他 の主要な設備	— —	— 緊急対策本部	{8079}	リ、その他 の加工施 設	—	緊急対策本部	—	— —	— —	— —	— —	○ —	—	

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」) 及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している。(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	設工認における施設名称		設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） <sup>(2)</sup>					備考
									第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—		
<b>【撤去する加工施設<sup>(4)</sup>】</b>																
(4) 撤去する加工施設については、加工事業変更許可（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づく記載がないため、加工事業変更許可（平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可）に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。																
p. 3	— (安全機能を有する施設として記載なし) 口. 建物の構造	— 第2廃棄物貯蔵棟	— 第2廃棄物貯蔵棟	{1014}	ト. 放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2廃棄物貯蔵棟	第2廃棄物貯蔵棟	—	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ト-2-1	
p. 21	— (安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	— 燃料集合体一時保管設 備 燃料集合体保管ラ ックE型	— 第1－1貯蔵容器保管 設備	{5063}	へ. 核燃料 物質の貯 蔵施設	燃料集合体保管ラック E型 No.1	—	○	—	—	—	—	—	—	[第1次申請]表へ-16-1	
p. 20	— (安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	— 第1－1燃料集合体保 管設備	— 第1－1燃料集合体保 管設備	{5064}	へ. 核燃料 物質の貯 蔵施設	第1－1貯蔵容器保管 設備	第1－1貯蔵 容器保管区域	—	—	○	—	—	—	—	[第3次申請]表へ-3-1 鋼製パレット、ストッパを含む。	
p. 20	— (安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	— 粉末・ペレット貯蔵容器 I型	— 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No.2	{5065}	へ. 核燃料 物質の貯 蔵施設	第1－1燃料集合体保 管設備	第1－1燃料 集合体保管区 域	—	—	○	—	—	—	—	[第3次申請]表へ-4-1 ストッパを含む。	
p. 20	— (安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	— 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No.2	— 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No.2	{5066}	へ. 核燃料 物質の貯 蔵施設	粉末・ペレット貯蔵容器 I型	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管棚 No.2	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表へ-3-2	
p. 21	— (安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	— 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No.2	— 試験開発燃料貯蔵設備 試料保管棚 No.2	{5067}	へ. 核燃料 物質の貯 蔵施設	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管容器	—	○	—	—	—	—	—	[第2次申請]表へ-2-1	
p. 21	— (安全機能を有する施設として記載なし) ニ. 核燃料物質の貯蔵施設の構造及び設備	— 第2加工棟	— 第2加工棟	{5067-2}	へ. 核燃料 物質の貯 蔵施設	第2加工棟 第2－1 作業支援室	第2加工棟 第2－1 作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統)	フィルタユニ ット (設備排 気用)	—	○	—	—	—	[第2次申請]表へ-2-2	
p. 29 (p. 3-5)	— (安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設 備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (ハ. 環境安全設計 (イ) 放射性廃棄物の 放出に対する考慮における記載を含む)	— 第2加工棟	— 氣体廃棄設備 No.1 (第2 加工棟) フィルタボック ス	{6019-2}	ト. 放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟 第2－1 作業支援室	第2加工棟 第2－1 作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統)	ダクト	—	○	—	—	—	[第2次申請]表ト-2-1 本施設は、{6019} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排 氣系統) フィルタユニット (設備排気用) の一部で あり、第2次申請で部分撤去する。 なお、第2次申請で部分撤去しない部分は、第5次申 請で設備本体の適合性確認を行うとともに、気体廃棄 設備 No.1 全体の適合性確認を行う。	
p. 29 (p. 3-5)	— (安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設 備 (イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (ハ. 環境安全設計 (イ) 放射性廃棄物の 放出に対する考慮における記載を含む)	— 第2加工棟	— 氣体廃棄設備 No.1 (第2 加工棟) ダクト	{6027-2}	ト. 放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟 第2－1 作業支援室	第2加工棟 第2－1 作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統)	ダクト	—	○	—	—	—	[第2次申請]表ト-2-2 本施設は、{6027} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排 氣系統) ダクトの一部であり、第2次申請で部分撤 去する。 なお、第2次申請で部分撤去しない部分は、第5次申 請で設備本体の適合性確認を行うとともに、気体廃棄 設備 No.1 全体の適合性確認を行う。	
p. 30 (p. 3-6)	— (安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設 備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (ハ. 環境安全設計 (イ) 放射性廃棄物の 放出に対する考慮における記載を含む)	— 第2加工棟	— 第1廃液処理設備 凝 集沈殿装置	{6085}	ト. 放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟 第2－2 混合室	第1廃液処理設備	流し No.2-1	—	—	—	—	○	—	—	
p. 30 (p. 3-6)	— (安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設 備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備 (ハ. 環境安全設計 (イ) 放射性廃棄物の 放出に対する考慮における記載を含む)	— 第2加工棟	— 第1廃液処理設備 凝 集沈殿装置	{6086}	ト. 放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟 第2－2 混合室	第1廃液処理設備	流し No.2-2	—	—	—	—	○	—	—	

**添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況**

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	
【撤去する加工施設 <sup>(4)</sup> 】														
(4) 撤去する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく記載がないため、加工事業変更許可(平成19年6月1日付け平成18・19・31原第30号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
— p.30	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備	— 第2加工棟	— 分析廃液処理設備	{6102-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	貯槽	—	—	—	—	○	—
p.41	ロ. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(液体廃棄物処理工程)	第2加工棟	第2廃液処理設備	{6116}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	ろ過装置 No.3	—	—	—	—	○	—
p.83	ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	設備内配管を含む。
— p.30	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ) 液体廃棄物の廃棄設備	— [REDACTED]	— [REDACTED]	{6137-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	[REDACTED]	保管廃棄設備 [REDACTED]	廃棄物保管区域	—	—	—	○	—	—
p.31	(安全機能を有する施設として記載なし) ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ハ) 固体廃棄物の廃棄設備	— 第1廃棄物貯蔵棟	— 固体廃棄物処理設備(第1廃棄物貯蔵棟)	{6147-2}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W 1廃棄物処理室	切断設備	高速切断機	—	—	—	—	○	—
p.33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類	— (加工施設に設ける)	— 非常用通報設備 火災警報設備	{8009-10}	リ. その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	—	—	○	—	—
p.33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類	— (加工施設に設ける)	— 消防設備 消火器	{8010-8}	リ. その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	消防設備	消火器	—	—	—	○	—	—
p.33 (p.3-51)	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (チ) その他の安全設計(ハ) 事故時に対する考慮における記載を含む)	— (加工施設に設ける)	— 非常用設備 非常灯	{8038-3}	リ. その他の加工施設	第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備	非常用照明	—	—	—	○	—	—
p.33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	— 第2加工棟 第2分析室	— 分析設備	{8066-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	電気炉	—	—	—	—	○	—
p.33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	— 第2加工棟 第2分析室	— 分析設備	{8066-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	ドラフトチャンバNo.4	—	—	—	—	○	—
p.33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ロ) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類	— 第2加工棟 第2分析室	— 分析設備	{8066-4}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2分析室	分析設備	計量設備架台No.12	—	—	—	—	○	—
p.33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ハ) 主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第2開発室	— 燃料開発設備 一式	{8069-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備	—	—	—	—	—	○	—
p.33	(安全機能を有する施設として記載なし) ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (ハ) 主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第2開発室	— 試験検査設備 一式	{8070-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	—	—	—	—	—	○	—

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>			設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次 申請	第2次 申請	第3次 申請	第4次 申請	第5次 申請	
【撤去する加工施設 <sup>(4)</sup> 】														
(4) 撤去する加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく記載がないため、加工事業変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。														
p.33	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第2開発室	— 試験検査設備 一式	{8070-3}	リ・その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	計量設備架台No.13	—	—	—	—	○	—
p.33	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第2開発室	— 試験検査設備 一式	{8070-4}	リ・その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	計量設備架台No.14	—	—	—	—	○	—
p.33	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第3開発室	— 試験開発設備 一式	{8080}	リ・その他の加工施設	第2加工棟 第2-1 作業支援室	試験開発設備	粉末混合試験装置	—	○	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-1
p.33	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第3開発室	— 試験開発設備 一式	{8081}	リ・その他の加工施設	第2加工棟 第2-1 作業支援室	試験開発設備	粉末粉碎篩分装置	—	○	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-2
p.33	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第3開発室	— 試験開発設備 一式	{8082}	リ・その他の加工施設	第2加工棟 第2-1 作業支援室	試験開発設備	小型粉末混合試験装置	—	○	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-3
p.33	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第3開発室	— 試験開発設備 一式	{8083}	リ・その他の加工施設	第2加工棟 第2-1 作業支援室	試験開発設備	小型粉末粉碎篩分装置	—	○	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-4
p.33	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第3開発室	— 試験開発設備 一式	{8083-2}	リ・その他の加工施設	第2加工棟 第2-1 作業支援室	試験開発設備	試験設備フード	—	○	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-5
p.33	— (安全機能を有する施設として記載なし) ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備(ハ) 主要な実験設備の種類	— 第2加工棟 第3開発室	— 試験開発設備 一式	{8083-3}	リ・その他の加工施設	第2加工棟 第2-1 作業支援室	試験開発設備	試験設備ベース	—	○	—	—	—	[第2次申請]表リ-2-6

## 添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」(建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」)及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している(設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。)

(2) 【凡例】◇：仮移設する申請時期、(○)：仮移設から復旧し本設する申請時期。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況(第5次申請は予定を示す。) <sup>(2)</sup>					備考	
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		
【仮移設する加工施設 <sup>(5)</sup> 】															
(5) 仮移設を行う加工施設については、加工事業変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p.42	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(通信連絡設備)	第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-9}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—	◇	—	(○)	—	[第2次申請]表リ-3-1 [第4次申請]表リ-2-1 第2次申請では、第2加工棟に設置する通信連絡設備所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))の一部を仮移設する。第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、{8007}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))としてその適合性確認を行う。	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(2) 通信連絡設備	第2加工棟	所内通信連絡設備												
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	第2加工棟	自動火災報知設備	{8009-9}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	—	◇	—	(○)	—	[第2次申請]表リ-3-1 [第4次申請]表リ-2-1 第2次申請では、第2加工棟に設置する火災感知設備自動火災報知設備(感知器)の一部を仮移設する。第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)としてその適合性確認を行う。	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備	第2加工棟	自動火災報知設備												
p.43	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(消火設備及び火災感知設備)	屋外	消火栓	{8012-3}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓	—	—	◇	—	(○)	[第3次申請]表リ-4-1 第3次申請では、屋外に設置する消火設備 屋外消火栓の一部を仮移設する。 管理対象とする消火設備 屋外消火栓は、第1加工棟屋外に設置する1台(消火栓No.6)である。	
p.89	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(3) 消火設備及び火災感知設備	屋外	消火栓												
				{8012-4}	リ. その他の加工施設	屋外(第2加工棟西側)	消火設備	屋外消火栓	—	◇	—	(○)	—	[第2次申請]表リ-3-1 第2次申請では、屋外に設置する消火設備 屋外消火栓の一部を仮移設する。 管理対象とする消火設備 屋外消火栓は、1台(消火栓No.12)である。 第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、{8012-2}消火設備 屋外消火栓としてその適合性確認を行う。	
				{8012-5}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓配管	—	—	◇	—	(○)	[第3次申請]表リ-4-1 第3次申請では、消火栓配管の一部を仮移設する。第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、{8012-7}消火設備 消火栓としてその適合性確認を行う。	
				{8012-6}	リ. その他の加工施設	屋外	消火設備	屋外消火栓配管	—	—	—	◇	(○)	[第4次申請]表リ-2-1 第4次申請では、消火栓配管の一部を仮移設する。第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、{8012-7}消火設備 消火栓としてその適合性確認を行う。	
p.46	□. 加工施設の一般構造(チ) 安全機能を有する施設 表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	非常用照明、誘導灯	{8029-2}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	非常用照明	—	◇	—	(○)	—	[第2次申請]表リ-3-1 [第4次申請]表リ-2-1 第2次申請では、第2加工棟に設置する緊急設備 非常用照明の一部を仮移設する。第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、{8029}緊急設備 非常用照明としてその適合性確認を行う。	
p.90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ) 非常用設備の種類(4) 緊急設備	第2加工棟	非常用照明、誘導灯												
				{8029-3}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	誘導灯	—	◇	—	(○)	—	[第2次申請]表リ-3-1 [第4次申請]表リ-2-1 第2次申請では、第2加工棟に設置する緊急設備 誘導灯の一部を仮移設する。第4次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事をを行い、{8029-4}緊急設備 誘導灯としてその適合性確認を行う。	

添1参考資料1 先行して申請した設工認における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

添1表参1－1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他	
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 溢水	第十三条 誤操作	第十四条 安全機能	第十五条 避難通路	第十六条 設計基準事故	第十七条 貯蔵	第十八条 廃棄	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡	
核燃料物質 の貯蔵施設		輸送容器搬送コン ペア No. 1-1	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 4-11 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-9 5-3 5-14 4-11 5-15 4-12 5-21 4-13 5-23 4-15 5-24 4-18 5-38 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
					1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 4-11 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-9 5-3 5-14 4-11 5-15 4-12 5-21 4-13 5-23 4-15 5-24 4-18 5-38 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7
					粉末缶移載装置 No. 1-1	—	—	4-1 4-9 5-3 5-14 4-11 5-15 4-12 5-21 4-13 5-23 4-15 5-24 4-18 5-38 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 15-3 15-4 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—

添1表参1－1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 溢水	第十三条 誤操作	第十四条 避難通路	第十五条 安全機能	第十六条 設計基準事故	第十七条 貯蔵	第十八条 廃棄	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡		
核燃料物質の貯蔵施設		粉末缶移載装置 No. 1-2	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質の貯蔵施設		粉末缶搬送コンベア No. 1	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質の貯蔵施設		輸送容器搬送コンベア No. 2-1	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質の貯蔵施設		輸送容器搬送コンベア No. 2-2	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7

添1表参1－1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他	
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 溢水	第十三条 誤操作	第十四条 避難通路	第十五条 安全機能	第十六条 設計基準事故	第十七条 貯蔵	第十八条 廃棄	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡	
核燃料物質の貯蔵施設	粉末缶移載装置No. 2-1	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6	—	4-1 4-9 4-11 4-12	5-1 5-3 5-14 5-15	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16	—	9-1 9-3 9-18 9-20	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	粉末缶移載装置No. 2-2	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6	—	4-1 4-9 4-11 4-12	5-1 5-3 5-14 5-15	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16	—	9-1 9-3 9-18 9-20	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	粉末缶搬送コンベア No. 2	—	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6	—	4-1 4-9 4-11 4-12	5-1 5-3 5-14 5-15	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16	—	9-1 9-3 9-18 9-20	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	原料保管設備D型 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6	3-1 3-2 3-3	4-1 4-9 4-11 4-12	5-1 5-3 5-14 5-21	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13	—	9-1 9-3 9-18 9-20	10-1 10-2	11-1 11-2 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7

添1表参1－1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他	
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 溢水	第十三条 誤操作	第十四条 避難通路	第十五条 安全機能	第十六条 設計基準事故	第十七条 貯蔵	第十八条 廃棄	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡	
核燃料物質の貯蔵施設	原料搬送設備 No. 2	粉末スタッカクレーン	粉末スタッカクレーン	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6	—	4-1 4-9 4-11 4-12	5-1 5-3 5-14 5-15	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13	—	9-1 9-3 9-18 9-20	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—
核燃料物質の貯蔵施設	原料搬送設備 No. 2	粉末缶コンベア	粉末缶コンベア	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6	—	4-1 4-9 4-11 4-12	5-1 5-3 5-14 5-15	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13	—	9-1 9-3 9-18 9-20	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	23-7
核燃料物質の貯蔵施設	原料搬送設備 No. 2	粉末缶受台	粉末缶受台	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6	—	4-1 4-9 4-11 4-12	5-1 5-3 5-14 5-15	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13	—	9-1 9-3 9-18 9-20	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—

添1表参1－1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 溢水	第十三条 誤操作	第十四条 避難通路	第十五条 安全機能	第十六条 設計基準事故	第十七条 貯蔵	第十八条 廃棄	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡		
核燃料物質の貯蔵施設		原料搬送設備 No. 2	粉末缶台車	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 15-3 15-4 15-7 15-9 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—	
核燃料物質の貯蔵施設		原料保管設備 E型 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18	3-1 3-2 3-3	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-2 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 15-3 15-4 15-7 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7
核燃料物質の貯蔵施設		原料保管設備 E型 原料搬送設備	粉末搬送機 No. 1	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-19 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 15-3 15-4 14-9 15-7 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質の貯蔵施設		原料保管設備 E型 原料搬送設備	粉末搬送機 No. 2	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-19 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 15-3 15-4 14-9 15-7 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—

添1表参1－1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 溢水	第十三条 誤操作	第十四条 避難通路	第十五条 安全機能	第十六条 設計基準事故	第十七条 貯蔵	第十八条 廃棄	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡		
核燃料物質の貯蔵施設		原料保管設備E型 原料搬送設備	粉末搬送機No.3	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質の貯蔵施設		原料保管設備E型 原料搬送設備	粉末搬送機No.4	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-3 2-5 2-6 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-17 2-18 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-2 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質の貯蔵施設		保管容器F型	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-3 2-5 2-6 2-7 2-9 2-10 2-11 2-12	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	11-1 11-2	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	
核燃料物質の貯蔵施設		保管容器F型(中性子吸収板I型内蔵型)	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-3 2-5 2-6 2-7 2-9 2-10 2-11 2-12	—	4-1 4-2	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	11-1 11-2	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	

添1表参1－1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他	
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 溢水	第十三条 誤操作	第十四条 避難通路	第十五条 安全機能	第十六条 設計基準事故	第十七条 貯蔵	第十八条 廃棄	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡	
核燃料物質の貯蔵施設	ペレット保管ラックB型No.1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 3-2 3-3	3-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	4-1 5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 15-3 15-4 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-17 15-49 15-50 15-53	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7 23-31
核燃料物質の貯蔵施設	ペレット搬送設備No.3	ペレットスタッカクレーン	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-21	—	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-26 4-27	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-10 11-13 11-20	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 15-3 15-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-9 15-10 15-11 15-17 15-49 15-50 15-53	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	保管容器G型	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11	—	—	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-11 15-14 15-17	—	—	—	—	—	—	—	
核燃料物質の貯蔵施設	ペレット保管ラックE型No.2-1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-14 2-15 2-18	3-1 3-2 3-3	4-1 4-9 4-11 4-12 4-13 4-15 4-18 4-19 4-27	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 15-3 15-4 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-7 15-8 15-14 15-17 15-49 15-50 15-53	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7

添1表参1－1 第1次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 溢水	第十三条 誤操作	第十四条 避難通路	第十五条 安全機能	第十六条 設計基準事故	第十七条 貯蔵	第十八条 廃棄	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡		
核燃料物質の貯蔵施設		燃料棒保管ラック B型 No. 1	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-15 15-17	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7 23-31
					1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-15 15-17	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7 23-31
		燃料棒保管ラック B型 No. 2	—	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-15 15-17	16-1	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7 23-31
					1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-3 5-14 5-21 5-24	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2	11-1 11-10 11-13	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-10 15-11 15-17	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7
		燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒スタッカ クレーン	改造	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13 2-21	—	4-26	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-11 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-4 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-10 15-11 15-17	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	23-7
		燃料棒搬送設備 No. 7	燃料棒トレイコ ンベア	変更なし	1-1 1-2 1-4 1-6	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11 2-13	—	—	5-1 5-3 5-14 5-15 5-21 5-23 5-24 5-38	6-1	7-1 7-2 7-10 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-3 9-18 9-20 9-25 9-27 9-29 9-30 9-31 9-32 9-46	10-1 10-2 10-7	11-1 11-10 11-13	12-2	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-11 15-17	—	—	18-1 18-2	19-1 19-2 19-3	20-1	21-1 21-2	—	—
		保管容器H型	—	変更なし	1-1 1-2	2-1 2-2 2-5 2-6 2-8 2-11	—	—	5-1 5-3 5-14 5-21	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-4 15-5 15-7 15-8 15-11 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—	
核燃料物質の貯蔵施設		燃料集合体保管ラック E型 No. 1	—	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-32	

添1表参1－2 第2次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注：表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 誤操作	第十三条 溢水	第十四条 避難通路	第十五条 安全機能	第十六条 設計基準事故	第十七条 廃棄	第十八条 貯蔵	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡	第二十三条 重大事故等	
核燃料物質の貯蔵施設	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管棚 No.2	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33	
核燃料物質の貯蔵施設	試験開発燃料貯蔵設備	試料保管容器	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33	
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2 －1作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系 統VIII（局所排気系統）	フィルタユニット (設備排気用)	部分撤去	—	—	—	4-1 4-18 4-23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17-1 17-3	—	—	—	23-33	
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2 －1作業支援室	気体廃棄設備 No.1 系 統VIII（局所排気系統）	ダクト	部分撤去	—	—	—	4-1 4-15 4-18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17-1 17-4	—	—	—	23-33	
その他の加工施設	第2加工棟 第2 －1作業支援室	試験開発設備	粉末混合試験装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33	
その他の加工施設	第2加工棟 第2 －1作業支援室	試験開発設備	粉末粉碎篩分装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33	
その他の加工施設	第2加工棟 第2 －1作業支援室	試験開発設備	小型粉末混合試験装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33	
その他の加工施設	第2加工棟 第2 －1作業支援室	試験開発設備	小型粉末粉碎篩分装置	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33	
その他の加工施設	第2加工棟 第2 －1作業支援室	試験開発設備	試験設備フード	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-33	
その他の加工施設	第2加工棟 第2 －1作業支援室	試験開発設備	試験設備ベース	撤去	—	—	—	4-1 4-19	5-1 5-3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15-17	—	—	—	—	—	—	23-33	
その他の加工施設	第2加工棟 第2 開発室、第2分析室、第2放射線管理室	通信連絡設備	所内通信連絡設備 (放送設備(スピーカー))	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	—	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	21-1 21-3	—	—
その他の加工施設	第2加工棟 第2 開発室、第2分析室、第2放射線管理室	火災感知設備	自動火災報知設備 (感知器)	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-25	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	—	—	—	
その他の加工施設	第2加工棟 第2 開発室、第2分析室、第2放射線管理室	緊急設備	非常用照明	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	—	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	—	—	—

添1表参1－2 第2次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他	
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡		
その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室、第2分析室、第2放射線管理室	緊急設備	誘導灯	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	—	—	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-6	—	—	—
その他の加工施設	屋外（第2加工棟西側）	消防設備	屋外消火栓	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—

添1表参1－3 第3次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他	
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 溢水	第十三条 誤操作	第十四条 避難通路	第十五条 安全機能	第十六条 設計基準事故	第十七条 貯蔵	第十八条 廃棄	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡	第二十三条 重大事故等
核燃料物質 の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟	—	改造  (本体)	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	4-1 4-28	5-1 5-4 5-28 5-30 5-35 5-44	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-6 9-8 9-9 9-10 9-15 9-20 9-22 9-25 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	10-1 10-2	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	23-11 23-17 23-21 23-22 23-23 23-24 23-28 23-29
					(付属設備) 1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25 5-26 5-36	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	9-1 9-19	—	—	—	13-1 13-2	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-2 21-3 21-4	—
核燃料物質 の貯蔵施設	■■■■■	第1－1貯蔵容器 保管設備	第1－1貯蔵容 器保管区域	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-30
核燃料物質 の貯蔵施設		粉末・ペレット貯蔵 容器I型	—	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-30
核燃料物質 の貯蔵施設		第1－1燃料集合 体保管設備	第1－1燃料集 合体保管区域	撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23-30
核燃料物質 の貯蔵施設		第1－1輸送物保 管区域	—	新設	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	4-1 4-2	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	16-1 16-3	—	—	—	—	—	—	23-30
放射性廃棄 物の廃棄施 設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	—	23-11
放射性廃棄 物の廃棄施 設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	—	23-11

添1表参1－3 第3次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注。表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 誤操作	第十三条 避難通路	第十四条 安全機能	第十五条 設計基準事故	第十六条 貯蔵	第十七条 廃棄	第十八条 放管	第十九条 監視	第二十条 非常用電源	第二十一条 通信連絡	第二十二条 重大事故等	
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	23-11	
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	23-11	
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	23-11	
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	23-11	
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	23-11	
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	23-11	
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備	廃棄物保管区域	改造	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	17-9	—	6-1	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	17-2 17-6	—	—	—	—	23-11	
放射線管理施設	第1加工棟 第1－1輸送物保管室、第1－1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	検出器	移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-3 5-21 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	18-1 18-2 18-4	19-1 19-5	20-1 20-6	21-3	—	—

添1表参1－3 第3次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																				その他	
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 溢水	第十三条 誤操作	第十四条 避難通路	第十五条 安全機能	第十六条 設計基準事故	第十七条 貯蔵	第十八条 廃棄	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡	第二十二条 重大事故等
その他の加工施設	第1加工棟 第1－1輸送物保管室	遮蔽壁	遮蔽壁No.1	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の加工施設	第1加工棟 第4－1廃棄物貯蔵室、第4－8廃棄物貯蔵室、第4－9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁	遮蔽壁No.4	変更なし	1-1 1-2	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の加工施設	第1加工棟北側屋外	防護壁	防護壁No.1	新設	1-1 1-2 1-14 1-16	—	3-1 3-2 3-3	—	5-1 5-4	6-1 6-2 6-4	7-1 7-2 7-3 7-4 7-6 7-7 7-9	—	9-1 9-3 9-6 9-15 9-29 9-30 9-31 9-32 9-38 9-41	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3 15-17	—	—	—	—	—	—	23-22
その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	非常用照明	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	誘導灯	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	—	—	—
その他の加工施設	第1加工棟	緊急設備	避難通路	新設	1-1 1-2	—	—	—	—	6-1	—	—	—	—	—	13-1	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—

添1表参1－3 第3次申請における加工施設に係る設計について加工事業変更許可申請書の記載のまとめ

(注. 表中の番号は、添1別表1に示す番号に対応している。)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	事業許可基準規則																			その他		
					第一条 安重	第二条 臨界	第三条 遮蔽	第四条 閉じ込め	第五条 火災等	第六条 地盤	第七条 地震	第八条 津波	第九条 外部衝撃	第十条 不法侵入	第十二条 溢水	第十三条 誤操作	第十四条 避難通路	第十五条 安全機能	第十六条 設計基準事故	第十七条 貯蔵	第十八条 廃棄	第十九条 放管	第二十条 監視	第二十一条 非常用電源	第二十二条 通信連絡	第二十三条 重大事故等
その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
その他の加工施設	第1加工棟	通信連絡設備	所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3 21-4	—	—
その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(感知器)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1	—	—
その他の加工施設	第1加工棟	火災感知設備	自動火災報知設備(受信機)	改造	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-23 5-24 5-25	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	20-1 20-6	21-1 21-3	—	—
その他の加工施設	第1加工棟	消防設備	消火器	増設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26 5-36	—	—	—	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の加工施設	屋外	消防設備	屋外消火栓	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	— 9-1 9-19	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の加工施設	屋外	消防設備	屋外消火栓配管	仮移設	1-1 1-2	—	—	—	5-1 5-24 5-26	6-1	7-1 7-2 7-10 7-13 7-14 7-16 7-17 7-18	— 9-1 9-19	—	—	—	—	14-1 14-2 14-9 14-10 14-11 14-12	15-1 15-2 15-3	—	—	—	—	—	—	—	—